

第二百三十三回
国会

参議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録第十四号

平成四年六月一日(月曜日)
午後一時八分開会

委員の異動

六月一日
辞任

閣根 則之君
仲川 幸男君
森山 眞弓君
中川 嘉美君
上田耕一郎君

補欠選任

鎌田 要人君
須藤良太郎君
狩野 安君
峯山 昭範君
立木 洋君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

委員

上杉 光弘君
岡野 裕君
田村 秀昭君
藤井 孝男君
佐藤 三吾君
谷畑 孝君
矢田部 理君
木庭健太郎君
吉川 春子君
井上 哲夫君
田淵 哲也君
板垣 正君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
台馬 敬君
狩野 安君
鹿熊 安正君
鎌田 要人君
木宮 和彦君

委員以外の議員

國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
外務大臣臨時代理 田原 隆君
法務大臣 羽田 孜君
大蔵大臣 山下 徳夫君
厚生大臣 加藤 紘一君
(内閣官房長官)

政府委員

國務大臣
(防衛庁長官)

宮下 創平君

事務局制
常任委員会専門員

辻 啓明君

本日の会議に付した案件

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出)
○国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出)
○国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の修正について岡野裕君から発言を求められておりますので、これを許します。岡野裕君。

○岡野裕君 私は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対し、自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・スポーツ・国民連合を代表し、峯山昭範君及び田淵哲也君とともに修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されておりますので御参照を願いたいと存じます。
これより、その趣旨について御説明申し上げます。

この修正案は、これまで行われてきた法律案についての審議を踏まえ、我が国として早急に有効適切な国際協力を進める体制をつくるとの見地か

ら、政府原案の基本的な考え方と枠組みはこれを維持しつつ、その上でこの法律案に対する一層広範な国民の理解と支持を得ていくとの趣旨で提出するものであります。

次に、修正案の内容を御説明いたします。

修正の第一は、自衛隊の部隊等が行う国連平和維持隊に係る一定の業務については、内閣総理大臣は、当該部隊等の派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則及び本法の目的に照らし、当該業務の実施につき国会の承認を得なければならないこととし、国会が閉会中の場合または衆議院が解散されている場合には、当該部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならないこととするのであります。

修正の第二は、内閣総理大臣が、自衛隊の部隊等が行う国連平和維持隊に係る一定の業務について、当該部隊等の派遣の開始前に、国会の承認を得る場合には、先議の議院においては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院においては先議の議院から議案の送付があった後国会休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならないこととするのであります。

修正の第三は、国会が閉会中または衆議院が解散されている場合に、自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後、国会において不承認の議決があったときは、政府は、遅滞なく当該業務を終了させなければならないこととするのであります。

修正の第四は、自衛隊の部隊等が行う国連平和維持隊に係る一定の業務については、別に法律で定める日まで実施しないこととするのであります。

修正の第五は、政府は、施行後三年を経過した場合において、本法の実施状況に照らして、本法の実施のあり方について見直しを行うものとするのであります。

以上が修正案の内容の概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（下条進一郎君） 以上で修正案の趣旨の説明聴取は終わりました。

これより三案についての質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○小林正君 早速最初に、お聞きをしますと、渡辺外務大臣、この主務大臣でありますけれども、急に病を得られて入院されたという報に接しております。激務ですから過労が重なったことではないかと思っておりますけれども、一刻も早く平癒されまして戦列に復帰されることを心から御期待を申し上げます。

四月の末にチェコスロバキアのハベル大統領が日本を訪問されました。東欧ブロックの中で、反体制派の活動家として、芸術家として、そして東欧の体制が崩壊して以降は大統領という立場で国を率いる、そういうまれな経験をされたリーダーの言葉として、知識人の役割の問題等さまざまな示唆に富む発言を日本でされました。私も、実は日本の国会で大統領が演説をされることを期待しておりましたけれども、そういう機会がなくて大変残念に思っているわけでありました。

アメリカの上下両院の合同会議においてハベル大統領が演説をされ、大変好評を得、感銘を与えたということをお伺いしますが、その中で特にデモクラシーについて言及をされているわけでありまして、デモクラシーは地平線のようなものである、そこにたどり着くとさらにその先に地平線があると。つまり、常に民主主義の完成度を高める、そのために絶えざる努力をして追求していく過程そのものだという指摘をいたしました。アメリカは、デモクラシーについては先にその地平線のかなたへ向かって歩んでいるけれども、自分たちの国はアメリカの後をこれからその目的へ向かって進んでいくんだということを述べられたわけでありました。

これが大変感銘を与えました。私は、民主主義

というのはいつの日か我が手にあるというものではないということ、そのことを通して痛感をしたわけでありました。目的追求の過程としての歴史という点に立って考えますと、民主主義は我が国にあって既に歴史が終わるといふような瞬間が訪れるということとはあり得ないだろうというふうに思っています。

首相がヘーゲリアンであるかどうか存じませんが、けれども、こうしたデモクラシーについて、この委員会等の中でございましたが、成熟度ということとを言われたことを記憶しておりますが、このハベルさんの考え方とあわせて、今日のよう

にデモクラシーについてお考えなのか、首相の御見解を承りたいと存じます。

○国務大臣（宮澤喜一君） 戦前の我が国の政治をどのように考えるかはしばらくおくといたしまして、憲法が改められまして新しいいわゆる今の憲法のもとに戦後我々は生きてまいりました。基本的人権の尊重、国民主権、民主主義、そのような制度をこの憲法が採択をいたし、また、その憲法のもとに現実にそのような考え方が我が国に育ち、根づきつつあるという方向については、私は疑いを入れないと思っております。また、そのような主義を信条として四十何年生きてまいりました戦後、今日の我が国がきょうこのような姿になつておるといふことについては、この考え方に誤りがなかった、今後もこれを推進していきたいと国民の多くが考えていることも間違いないことだと判断いたしております。

○小林正君 デモクラシーの完成度を高める、具体的に一体どういうことなのかということですが、やはり一つは、民主主義つまり国民主権という基本的立場に立って考えたときに何よりも大切なのは、民意の動向ということに敏感で、しかもそれへの対応を政治の最優先課題として考えていくということが求められるのではないかと

いうふうに思うわけでありました。

は総理の著書の中にも、「戦後政治の証言」という本の第六章でこのように述べておられます。国連平和協力法案、前の法律案ですね、をめぐる議論の結果生まれた国民的コンセンサスは何かということなんですが、「日本はカネは出す、汗も流す。しかし、進んで血を流すことはしない」というふうな要約できるであろう。国内の議論が沸騰してから一段落するまでの間、多くのアメリカ人が私を訪ねてきて、「日本はどうするつもりなのか」と聞かれました。私はそのように説明してきた」と書かれております。そしてその後で、「最後の「血を流すのかどうか」については、結果としてならばともかく、そのような可能性を覚悟したうえでの行動はしない、というのが現段階における結論であることは、さきにのべたとおりである。」

このように述べておられるわけでありました。

実はこの間、この問題をめぐってさまざまな世論調査等が行われました。そういう一つとして、四月の末の朝日の調査、自衛隊の海外派遣についてどうであるかということなんですけれども、派遣に反対というのが二四％、そしてPKF、多国籍軍への派遣に反対と言われるのも同じく二四％、そして非軍事に限りというものが四七％、こういう結果が出ています。そしてもう一つの質問に対して、自衛隊のPKF参加については賛成が四七％、反対が四一％、そしてもう一つの観点から、PKF参加は憲法上問題があるかないかという質問に対しては、あると答えたのが五四％、ないというのが三〇％。このPKFの参加に賛成が四七で憲法上問題があるというのが五四というのは、数字の傾向としてはなかなかとらえにくいけれども、日本人の今日の微妙な心理というもの的確に反映しているんじゃないか、このように思います。

そして、カンボジアに限って見た場合のPKOに日本はどの程度協力するのがいいのかということについては、経済的支援というのが三七％、民間非軍事、これが二〇％、自衛隊非軍事が二二％、自衛隊PKFが二二％、こうなっているわけ

で、自衛隊のPKF参加賛成の四七％とこれがどういう関係にあるのか、一見矛盾しているという分析がされているわけでありませうけれども、これが今の国民の中での問題意識、そしてまた設問の仕方によってこの振れ幅が出てくる、こういうことになると思ふのです。これをどういうふうに受けとめられて、世論の動向とそれへの対応として政治の課題としてどう立ち向かうのか、総理の著書との関係も含めまして御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) ただいま新聞社のアンケートを御引用になりながらお話がございました。小林委員の言われますように、確かに設問の仕方によって答えが微妙に違っているようなところがございますし、問題そのものが極めてある意味で複雑でもあるし、また現実には国民が見た事態についてでないものでございますから、いろいろなおのおの判断をしながら答えておられるのであらう。したがって、ここから一つの明快な結論を引き出すことは必ずしも容易ではないというふうに、この調査を私もちょっと読ませてもらいましたが、考えております。

私が著書で申しましたことは、湾岸戦争というものがある、国民が金だけ出したものではどうも相済みないことである、やはり汗も流さなきゃならないのだらう、そこでしかし憲法という問題があるから憲法に反するわけにはいかない。非常に問題を簡単にし過ぎますけれども、割り切つて言えばそういう判断であつたのであらう。そうすると、どこならば憲法に反しない、どこからは反するかということについて多少いろいろな議論があるのだらうと思ひますけれども、私自身は、海外において我が国が武力行使をするということとは、これは憲法の許すところではないと考えております。

自衛隊であれば別でございますが、海外においての武力行使というものはやはり許されず、こう考えておりますから、したがって汗を流すことはあつても、血を流すことがあらかじめ非常に可能

性が高いという場合に、それは武力行使と言われないうちにしなければいけない、こういうふうな考えでおられるわけでございますが、同時にまた湾岸戦争の結果感じましたことは、これだけの国になった我が国として憲法に反することはできません。しかし、憲法の許すことはやはり最大限にするのが国際に對する我々の務めではないか、こういうふうな考えでおられるところでございます。

○小林正君 最後のところなんですけれども、「血を流すのかどうか」については、結果としてならばともかく、そのような可能性を覚悟したうえで行動はしない、というふうな述べておられて、その点は変わっていないわけですね。ということであれば、これはPKFまで含んだ政府の案ですから、そういうことになると、この間の議論で、戦争終結した地域ではあるけれども、地雷もあり危険がいっぱいの地域ですというお話があったわけで、当然のことながら紛争に巻き込まれる危険についてはこの間の議論の中でさまざまな指摘がされ、武力の行使が武器の使用かということを含めて議論がされてきたわけですね。

そういう点で言うと、可能性を覚悟した上での行動でなければ成り立たない問題ではないかなという気がするわけですね。にもかかわらず、この問題について、これは湾岸戦争当時お書きになったものですけれども、それと今日この法案を提案された意思といえますか、そういうものとの間にどういう違いがあるのか、全く同じ気持ちなのか、その辺をもう一回御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 私は、一貫して同じことを私自身は考えております。

すなわち、金とか汗とか血とかいうことを比較的わかりやすく、あのときも議論になりましたが、そういうわかりやすい形で表現をいたしておるのであつて、金はやっぱり出さなければならぬといふときは出さなければならぬ、汗もそうである。その場合、血といふのは、例えば多国籍軍が湾岸戦争のときに活躍をいたしましたわけでも、

これに参加をするというふうなことはやはり海外における武力行使ということに極めて接近をする、あるいはそのものになるかもしれないということがございますから、多国籍軍に参加をするということは私はやはり適当なことではない。当時から賛成でありません。今日も賛成でありません。

しかし、国連軍の平和維持活動に参加するということは、海外における武力行使とは全く無関係の、主権による武力行使ではありませんので、その点は私は別の問題として考えなければならぬ、こういうのが当時の考えでございます。

○小林正君 そうしますと、多国籍軍型には参加をしないが、国連PKO型であれば血を流す可能性を覚悟して参加する、こういうことですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 多国籍軍型というのは、目的は、ともあれ戦争をするのが目的でございます。サダム・フセインを撃退するのが目的であつた。国連の平和維持活動というのは戦争をしないのが目的である。発砲するようになれば、それはそれ自身が交戦当事者になってしまうと云つておられるのはそのとおりでございますから、平和維持活動というのは戦争をしない、むしろ戦争をやめて後、平和を回復するというのが目的でございますので、意味合いが全く違つておるといふふうに私は当時から考えております。

○小林正君 いや、ですから多国籍軍型に参加をする場合にそのような可能性を覚悟して行動することはしないが、PKO型であれば血を流す可能性を覚悟して行動する、このようにお考えだということに考えていいですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 本来、国連の平和維持活動というものは弾を撃つようになつてはこれは失敗なのであつて、そういう状況になれば撤退もしなければならぬという、過去にもそういう歴史はしばしばございますから、鉄砲を撃つ、人を殺すのが国連の平和維持活動の目的ではない。それに反して多国籍軍は、目的はよくございました。しょうが、やはりこれは戦争するのが目的でござ

いますから、二つの間の意味は全く違つておる。

さらに申しますなら、そのような国連の平和維持活動といふことも過去においてこのために命を落とした人がいる、そういうことを私は知らないわけではございません。しかし、そもそもこの活動そのものは平和を維持する、回復するためのものであつて、多国籍軍のように、侵略を阻止することではあつても人命を損なう、人を殺すということが目的ではない。そこがもう根本的に私は二つのことは違つたというふうに考えております。

○小林正君 仮にこの法案が通つて、派遣される自衛隊員がどういう覚悟をして行くのかということとをこの首相の著書に照らして考えれば、汗を流しに行きなさいよといつて派遣するんですか、それとも血を流す覚悟で行つていらつしやいということになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一) そんな簡単な言葉では私はいけません。思ひますけれども、平和維持のために大事な仕事だから、御苦労はあるだらうけれども、よろしくお願ひしますと申します。

○小林正君 自衛隊員とか自衛隊員の家族の皆さんのインタビューもテレビなんかで拝見をいたしました。ごらんになつておられると思うんですが、非常に危険だということ家族はすごく心配しておられます。隊員も命令でなければ行きたくないということを端的に言つておられるわけですね。そういう人たちに對して、汗を流せばいいんで、血なんか流すことは全く予想されないと云うふうな言つて派遣されますか。防衛庁長官、いかがでしょう。

○国務大臣(宮下創平) 私も今委員の御指摘のテレビをちょっと拝見をいたしました。自衛隊員の家族としてそういう考え方を抱くのは心情としてよくわかります。

しかし本任務は、御議論のございましたように、血を流すために行くわけではございませんで、血を流すような状況避けつつ平和の貢献をしていこうというのが本法案の目的でございますから、

が薩摩琵琶の「運葉山」という曲に似せて作曲して、その後ドイツ人のエッケルトという人と日本人の林広守という人が雅楽風につくり直しました。そして、これは何のためにつくられたかという点も、儀礼曲として海軍のためにつくった曲なんですね。「君が代」は、ちよにやちよに、さざれいしの、厳となりて、こけのむすまで、うごきなく、常盤がきはに、かぎりもあらじ」という長い歌詞なんですから、どういうわけかこけのむすまでで勝手にちよん切られています。

明治二十一年ごろから歌われ出したらしいんですけれども、海軍の歌のために陸軍では長い間歌われなかったという事実がありますし、この歌は憲法として認められていないし、法律や勅令も何にもありません。おかしいことに、国会図書館に行きましたら、国会図書館には君が代の譜面がないんですね。国歌と言われながら譜面がないという妙な事実があります。こういうふうな指摘をされておるんですね。そして、

日の丸はもととは豊臣秀吉とか徳川家康のころの御朱印船が使った船印なんです。その後、薩摩藩が使い始めて、今の沖繩、昔の琉球に侵略したときに旭の丸、日の丸でなくて旭の丸と呼ばれて使われたということがあります。そして、昭和六年に帝国国旗法案が提出されましたが、そのときに貴族院で廃案になりました。そういう事実もあります。

と指摘をされております。さらに、この問題については「もっと自由に考えるべきであって、これを強制したり義務づけるのは余りよくない」と思う。「そうするならば、国民投票をして賛成、反対をはっきりさせた上で憲法にはっきり明記するようにすべきだと思う」と、このように指摘をされているわけです。

既に亡くなられた方の文を引用して大変恐縮ではございますけれども、そうした故人の思いというものがこの間の日の丸・君が代論の中に込め

られている。そのことを御理解いただきたいと思ひますし、(そんなことは押しつけるもんじゃないよ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)全く押しつけるべき問題ではないんです。したがって、そういうことを申し上げているわけです。そういう日の丸の問題がございました。

フランスの第五共和憲法にはきちんとフランスの国歌が「ラ・マルセイーズ」で、フランスの国旗は三色旗で、スローガンは自由・平等・博愛だということを明確に書いてあります。そして、それが国民統合の象徴としてフランス人に受け入れられています。しかし最近、ことしのアルペールピルのオリンピックでフランスの国歌が演奏されましたけれども、その歌詞が余りにも革命の歌そのものでありますから、市民革命の雰囲気そのままに伝わってくるので今日に合わないから、歌詞をどうするかという議論になっているという報道もされているわけで、そのぐらい自由、これらの問題についてはさまざまな意見で国民みんなに愛されるものにしていく努力というのがやはり必要だというふうに思うわけがあります。

ところが、現在指導要領の中にこれが位置づけられて、結果としてそのことに従わなければ処分されるというような状況まで今日あるわけで、逆に言いますと、日の丸をもってこれを踏み絵にしているという面があるわけです。そのことは一体これからどういう影響を国民に与えていくかという、日の丸や君が代を愛さない人間は非国民だと、それ以外の人間が国民でというふうに分けていく、かつての思まわしい思いとつながっていくということを指摘せざるを得ないわけがあります。

そういう意味で、私は、P.K.O.の問題との絡みの中で日の丸が出てくる雰囲気そのものについて、総理としてどのようにお考えなのか、伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 今、最後のところのP.K.O.法案と日の丸が出てくる雰囲気と言われましかれども、この法案そのものは別に日の丸が出てくるというようなことはありません。

○小林正君 前段申し上げましたように、インドシナ半島、カンボジアに日の丸を立てるといふことがさんざん言われているわけです。それから湾岸戦争のときには、アラビア半島に日の丸がないということが肩身が狭い、象徴的な意味で日の丸を立てるといふ話があったわけでしょう。それは元幹事長の発言です。そのことについて伺ひしているわけです。

○国務大臣(宮澤喜一) 今、カンボジアのプロンペンに二十何本の旗が立っていて日の丸がないのは云々というの、そういう御議論を私は委員会のこの法案をめぐっての御審議を通じて伺ひました。伺ひましたが、政府はそのことを大変に、ですから残念に思うというようにお申し上げたことは、政府としてはございません。

御発言になった方は、日の丸の持っているカリスマの意味というふうなことではなくて、二十幾つの国がみんな一生懸命やっている、日本もしいと肩身が狭いじゃないかもしれません。が、やっぱり日本もすべきじゃないかなということをはかりやすくそういう表現をされたのであろうと私は受け取っております。

○小林正君 そのように受け取る受け取り方というの、個人の問題になってしまえばそれきりというところですけれども、この法案との絡みの中でそうした議論がされているというその背景ですね、その流れというのについては敏感にならざるを得ないということを言っているわけでございます。

それからもう一つは、日教組が長年にわたって掲げてきた「教え子」を再び戦場に送るなというスローガンをめぐってこれが自民党の委員の方々から、「けしからぬ」と呼ぶ者あり「けしからぬ」というのが今ありましたけれども、情緒的かつロマンチックだと、今の国際情勢からしてそれはどうなんだという御指摘ございました。

首相の著書の中に実はそのことに触れた部分がありますね。「反戦平和となえる日教組が国民にあたえた影響も大きかった」ということを述べ

ておられますが、平和のためにはどんな犠牲を払ってもいいのかという「ピース・アット・エニィ・プライス」というあの章の中で述べておられるわけですね。私は、国民に与えた影響が大きかったそのことが、その言葉との関係でいった場合に、日教組を評価しているのか、マイナスに考えているのか、「マイナスだよ、評価なんてとんでもない」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」ということなんですね。だから、自民党の反応はこういう反応をしているわけです。

実は、この首相の著書を通して私も考えたわけですから、教え子を戦場に送るなという意味はどういうところから出てきたのかという、そのことを一つの詩を通して皆さんに御理解いただきたいと思ひます。

それは「戦死せる教え児」という昭和五十二年の一月に高知県教組の「るねさん」という機関紙に載った竹村源治さんという方の詩であります。近いて還らぬ教え児よ、私の手は血まみれだ、君を給ったその綱の端を私は持っていた、しかも人の子の師の名において、

「お互にだまされていた」の言訳がなんでできよう、慚愧、悔恨、懺悔を重ねても、それがなんの償いになろう、逝った君はもう還らない、今ぞ私は汚濁の手をすすぎ、涙をはらって君の墓標に誓う、

「繰り返さぬ絶対に!」、こういう詩であります。「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンができたのは、実は第三次世界大戦の危機が叫ばれた朝鮮動乱のさなかであります。そういうときに、いわゆる平和運動としてこの間そうした取り組みをする一つの指標として、合い言葉としてこ

のこを使ってきたわけで、今後も引き続き、戦争に対する力による正義の実現ということではなくて、あくまで平和という視点に立ってどう世界の中で一定の役割を果たすのかという誓いの言葉としてこれがあるんだということをぜひ御理解いただきたいと思います。

そういう意味で、このスローガンが批判されるような風潮というもので、P K O 論議がされるということとは、これもやはり私は大変強い懸念を抱かざるを得ないわけであり、このことについて、御自分でお書きになった文章との関係で、どうお考えでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 大変大事な問題でございまして、お話を承りながら、それに沿ってお答えをいたしますが、今このP K O の法案との関係で教子を戦場に送るなどという反対が起きていることは、私は、ある意味でその事実の正確な認識を全く欠いておる、ひょっとして反対論の威勢をつけるための表現ではないかというふうに思っています。

と申しますのは、戦場に送るなどという意味は、多分人殺しのために出かけるなどという意味であらうと思ひますけれども、P K O の活動というのは、かつて戦場にいったところを再び戦場にしないために平和をつくり上げるということでございますから、そういう意味で、戦場に送るということとは私は適当でないと思ひます。

それから次に、教え子という意味に含まれているものは、私は徴兵制という頭で物を言っておられるのではないかと思ひます。我が国は徴兵制はございせんから、どういふふうな法律によっても、だれもどこへ送るということではできません。本人の自由な意思でない限りそういうことはできない。これは今の憲法で明らかと思ひます。それからもう一つ、最後に言われましたその「ピース・アット・エニィ・プレイス」と申しました意味は、いわゆる平和というものが非常に大事なものである、私はそれに異存はございせん。しかし、平和が至上であるというふうに言った場

合に、もちろん平和と称して人の国へ乗り込むことはこれは許されせんけれども、本当に我々が侵略されて我々の自由が奪われそうになったときにも、なお平和が至上なんですかというところは、やっぱり問われなければならぬ。自衛権というのは私はあるというふうにお考えおるわけでございます。

○小林正君 この問題については、総理の今言われた言葉と反戦平和の運動を進めてきたこととの関係で言えば、私は非常に誇りに思っているんです。

と申しますのは、朝鮮動乱があり、アジアではベトナム戦争もあったわけで、そういう中で日本は後方基地として一定の役割を果たさざるを得なかったことは事実でありますけれども、直接的にベトナムで血を流すことはなかったわけであり、そのことが今日、カンボジアと平和についてP K O の問題を含んで期待が高まっているということにつながっているわけで、あのときにもベトナムへ向けてのさまざまな圧力があつたことは事実なんです。歴史的な事実でありますから、そのことを耐えてこられたのはそうした国内における民主主義の問題、そして力による正義の実現ではない形での平和の構造というものを考えていた勢力の力が大変大きかったんだらうというふうに思ひますし、その中で日教組もまた名誉ある地位を占めてきた、私はこのように考えているわけであり、ります。

したがって、奴隷の平和も平和なのかという最後のお言葉ですけれども、これは大いに議論する必要があると思ひます。これはリンカーンの言った言葉で、よい戦争と悪い平和はないんだというのをリンカーンは言いましたね。そのこととかかわっているわけです。冷戦時代のバック・ス・ルッソ・アメリカカーナと言われるような状況、じゃこれはいい平和なのかという問題とか、今日はバック・ス・アメリカカーナだという言い方もありますけれども、同時にまた国連による平和という言い方も出てきているわけで、そういうよう

な意味でどういふ平和を追求するのかという課題はあると思ひますね。

しかし、その平和を実現するために日本がどういふ役割を果たすのかという問題が国民的には議論が分かれていて問題でもあるわけですから、そこはきちっと見据えていく必要があるだろうというふうに思っているわけであり、ります。

次に、国際社会におけるもう一つの背景なんですけれども、日本の役割に関する特別調査会、いわゆる小沢調査会と呼ばれるものがこの二月に答申案を出したというところでマスコミが大きく取り上げましたのは、日本の憲法には目的はあるけれども方法論がないじゃないかというところから能動的平和論という形でこれが問題提起をされて、この中で特に着目されたのが、集団的自衛権を國際的安全保障という概念で置きかえることによって合意であるという立場から、積極的に多国籍軍型にも参加できるんだというような提起をされてまいりました。

そして、以降の議論の経過からしますと、このP K O の法案が審議をされる過程の中でこの答申案が少しずつ変わってきているわけですね。それは自衛隊の参加について正規の国連軍に限定する、こういうことからやがて多国籍軍への参加を撤回する。そして最近、国連待機軍に参加するんだ、こういうふうに変わってきているというふうに思ひますけれども、この問題について、この答申が目指している方向でこの法案というものがそのスタート台になっているんじゃないかということを私たちは危惧しているわけであり、ります。

この小沢調査会というのは私的なものじゃなくて、党の正式な機関でもあります。そういう立場から、この答申案の位置づけと、これをどういふふうにとめられておられるのか、総理の御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) このような調査会が設けられましていろいろ議論が自由に行われることは、私は結構なことだというふうに基本的に考えておるわけでございますけれども、今小林委員

が言われましたように、この調査会の答申というものは、おっしゃいましたように、出ていないわけでございます。

現に党内においていろいろ御議論があつて、今ちょっとおっしゃいました、それらもだんだん方向が変わってきたらしいというところは私も報道では読みましたんですけれども、自分が議論に直接参画していませんし、記録も公表されておられません。また、いわんや答申として出てきておりませんので、その辺のことはいけば何というか、報道も憶測であつたのかもしれないが、いずれにしても、こういう御議論があることは、いろいろな御議論をしていただきたい。しかし、それはそれであつて、政府はいわば、先ほどから私が申し述べておりますような憲法の決して改憲解釈というふうなことをいたさずに、憲法そのものの許すこと、許さないことをわきまをまましてこの法案を御提案しているところでござい、ります。

○小林正君 小沢調査会というのは、申し上げましたように党の正式な機関。政府・与党は一体化している。そして、その党の中で具体的に今後の国際貢献について問題提起をし、これは日本の社会の中で新たな切り口を持った問題提起として、内容の評価は別ですけれども、問題提起の仕方としてはかなり評価が高いわけですね。したがって、これを具体的にこれからどう議論していくのかというのには非常に大きな問題だろうというふうに思っているわけですね。

しかし結果として、くくって言えば何だったのかというところ、これは集団的自衛権を國際安全保障という概念に置きかえて合憲化したという、言ってみれば解釈改憲そのものなんですね。その域を一步も出てない。したがって、多くの評者は何と言っているかというところ、これについては、やはりここまで踏み込んであれば改憲の提起をしないのかというところを言っておられるわけですね。そしてまた、私は総理の著書にこだわって申しわけないんですけれども、国連常設軍という問題提起されてい、ります。それと、この考え方との関

係はどういうふうにとらえておられるのか、伺っておきましようか。

○国務大臣(宮澤喜一) 再度申し上げますけれども、小沢調査会の考え方というものが答申になつていないものですから、絶えずいろんな議論が恐らくあつて、それが小林さんがおっしゃいましたように少しやばり変わってきたのかなというふうなことも報道されていたりして、そこは結論が出ていないのだと思います。

私がいわゆる国連常設軍と言いましたのは、あるいつかの将来において、国際公務員としてのどんなに小さくてもいいから国連が一つ自分のそういうものを持つ。これはしかし、国連憲章の第七章にも漠然とはそういうことが書いてあるようであつて、実は特別協定とかいうこともはつきりしておりませんし、かつて具体的問題として提起されたことがないのですから、私の申しましたのは将来ある時期に本間に国連が機能するようになつて、そういうものができたときは、それは国際公務員であるのであらうなということを申ししたのでございますけれども、小沢さんの中で国連常設軍ということをおっしゃられるのかよく存じません。よく存じませんが、私の申しました意味は、そういう将来における一つの理想形というものを考えておくことは無意味じゃないではないかということをおっしゃるわけでございます。

○小林正吉 先ほど私指摘しましたのは、解釈改憲ではないのか、そしてここまで踏み込むのなら憲法改正を提起しないのかという指摘があるわけですね。それと、今おっしゃつた国連常設軍、もう既に冷戦構造が崩壊して、そして国連が機能を回復して、憲章七章での国連軍の問題というものが全体としてどういう位置づけに今後なるかわかりませんが、そうした可能性も出てきたということも言われているわけです。

小沢調査会でおっしゃるこの答申の原案ですか、そのところまで踏み込んだ場合であつたときに、総理としては、あるいはまた常設軍という

構想の段階では憲法は改正する必要がありますか、ありませんか。

○国務大臣(宮澤喜一) その小沢調査会がここまで踏み込んでおっしゃつたことなんですけれども、何か最初そういう議論が非常にあつて、しかしいろいろ議論をしていくとなかなかやばりそう簡単ではないというふうなことで、中々いろいろ試行錯誤といひますか、いろんな議論が行われているのだらうと私は思いますので、ここまで何かに踏み込んだという印象を私は今持つておりませんし、またそういう答申が出てきたわけでもございませぬ。

国連常設軍というものは、したがって存在をしないものでございませぬから、これが憲法合憲かということは、それ自身ではなかなか議論ができません。現実にある、あるいはあらうとしているものについてならできますけれども。

いずれにいたしましても、我が国が海外で武力行使をすることは、これは憲法九条が許していないというふうな、これが一番原則に返つての考えでよろしいんだと思います。

○小林正吉 これからの問題として、ドイツが進めております基本法の見直し問題等の絡みの中で言へば、解釈改憲が一層拡大されている今日の状況というものを踏まえて今後どうするかということが、やはり諸法の淵源としての憲法の果たす役割と存在、そして日本人が日本の憲法を大切に

する以外に、諸外国にそのことをお願いするわけにいかないわけですから、何よりもかけがえのないものとして大切にしていこうというのは日本人自身なわけで、そのことから考えた場合に、憲法をないがしろにする風潮が最近非常にふえてきているというところはマスコミも指摘をしているわけでありませぬ。そのことについて、やはり政治がどうこれについて対応していくのかということが極めて問われているらうというふうな思ふわけでありませぬ。

予算委員会の中でもたびたび総理に御質問申してまいりましたけれども、東京宣言で言っているいわゆるグローバルパートナーシップという言い方、そのことと今回の法案、そして現行の安保条約、この三つの関係の中でとらえた場合に、日米安保条約というものが今後世界安保に変質するんじゃないかという指摘をされる方もまた大変多いわけでありませぬ。

私は、特にこの間の議論の中で、いろんな国民世論がこれだけ大きく分かれていながらもかわらず、カンボジアへ自衛隊を組織として派遣することとをずっと一貫しているような指摘があるにもかかわらずそのことを貫こうとし、別組織論でスタートした三党合意についても、ついにそういう形で変質をさせられてきている。

このことを考えてみますと、何としても今回はカンボジアに自衛隊を派遣して実績をつくること、そしてそのことを通して、今後の課題としての安保条約の問題にまで発展するであろう課題にスタート台としての役割を果たさせようとしているんじゃないのかという気がしてならないわけであつて、この法案の審議の中で幾つかの要素がありませぬけれども、小沢調査会もそうだし、この東京宣言が発せられたことの意味と今後の対応というものを、この三つの課題、つまり東京宣言と安保条約と法案と、この三つをセットにして考えた場合に、今後予測される事態としてそうした懸念が指摘をされているわけでありませぬから、そのことについて首相としてどのようにお考えなのか、改めて伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) あるいは総理がお答えするのが適当かと存じますけれども、いろいろ自衛隊の派遣に関するところでございますので私から答弁させていただきますが、御承知のように、安保条約は我が国の防衛、それから我が国をめぐる周辺、極東の安全と平和の確保のために必要最小限の自衛力の保有と同時に、セットでこれが非常に重要な意味を今日まで持ち続けてきております。私は、今後も、理想社会が実現すればともかく

として、現実に私も政治はやばり現実と理想のはざまの間で選択をするということにならうかと存じます。私は、これからは日米安保条約の重要性というものは決して今までに劣るものではないというように感じております。

そこで、東京宣言におきまして、グローバルパートナーシップということが改めて、こういう冷戦構造の解消後におきまして、二国間でその意味が再確認されたということは非常に大きな私は意義を持つていっていると存じます。

一方、PKOのこの法案は、日米安保条約とかそういうことは非常に密接な関係がないわけではございませんけれども、一応切り離して考えていただきたいと存じます。これはPKO、国連の平和維持活動についての我が国の貢献のあり方が問われているわけでありまして、これは湾岸戦争を契機にいたしまして、先ほど総理からも御答弁申し上げましたように、お金だけではだめだ、やばり人的な貢献も必要だという視点から、我が国の憲法に違反しない範囲における国際的貢献を模索したものでございまして、決して九条と私ども矛盾するものとは思ひません。

そしてまた同時に、さつき日米安保が世界安保論に発展するのではないかと御指摘ございませぬが、私はやはりそういう事態が仮にあるとすれば、それは国連憲章にいう国連軍の創設等々、第七章の規定が有効に働いて、各国が軍事主権をある程度制限して、あるいは移譲するということになつた状態になつた場合はまさにそういうことにならうかと存じます。当面私はそういうことではないんじゃないかなという感じを持っております。

したがいまして、それぞれ三者の関係いかんというところでございませぬけれども、今申しましたようなそれぞれの関係にあるというように思ひまして、私はやばり安保条約の重要性、それから日米間のグローバルパートナーシップは今後といへども我が国が外交の基軸をなすものと、そしてそれが我が国の利益に合致するばかりかアメリカの利益にも合致すると。それから、PKOは国際的

な、海岸戦争を契機として、人的な貢献を積極的
に日本として憲法九条の枠内において果たそうと
するものと、この位置づけを私はとっておるとこ
ろでございます。

○國務大臣(宮澤喜一) そうしますと、私は最
後の部分をお答えすればいいことになるわけであ
れども、いわゆる東京宣言とか日米安保条約とい
うものとカンボジアにおける国連の平和維持活
動というものは、カンボジアにはソ連も出た。

つまり、アメリカのそういう世界戦略といひま
すかグローバルパートナーシップということからい
えば、カンボジアの平和維持活動には中国も参加
をいたしましたし、ソ連もたしか参加をするとい
うことで、これはアメリカ自身のグローバルな
パートナーシップという概念と私は関係のないこ
とであって、世界の二つの国として国連のそうい
う活動にたくさんの方がイデオロギーに関係なく
貢献をしている。日本もまたその一國でありたい
、こういうことだと思っております。

○小林正喜 東京宣言、この法案、そして安保条
約という三つの関係が今後どう連動し発展するか
という問題については、これはやっぱり今の、そ
れぞれがそれぞれのとお話がありますけれども、
これは結局日本にとっては一つなんですすよ
ね、日本の国際政治の中の具体的な展開という
ことになります。ですから、そういう意味で相
当な関連が出てまいりますし、そういう意味で思
わぬ方向にこれが発展をするという危険が指摘を
されているんだ、こういうことから出てきている
ということをおし上げておきたいと思ふんです。

どうもやっぱりカンボジア問題の解決につい
ては、結局はカンボジア問題がなぜ起きてきたのか
という、これは東西冷戦構造の所産だといふこ
とはもう明確な事実だと思ふんですね。そういう
結果から今日こうした事態が生じたのをその
東西思考で解決ができるかといふ、今度は新た
なテーマとしていわゆる南北思考と言われる共存
共生という立場に立つての問題解決ということが
カンボジア問題に対する正しい答えを導く上で大

事なんじゃないかということも指摘をされている
わけですね。

そういう意味で、社会党はこの問題については
非軍事、文民、民生という立場からこれののア
プローチを対案として示してきているわけで、その
ことについて野田発議者から一言お願いしたいと
思ひます。

○委員以外の議員(野田哲吾) 私どももいたしま
しては、この席で何回も申し上げましたが、日本
国憲法の理念に立って、そしてまたアジア各国
の、政府側だけのことでなく、国民的な感情
等も踏まえ、そしてまた本院の決議、こういうこ
とを踏まえてPKOの問題、特に当面するカンボ
ジアの問題については非軍事、民生、文民、この
三つの原則に立ってできる限りの協力をしてい
く、そのことが最善の方途だと、こういうふう
に考えて対案を提出しているわけでございます。

○小林正喜 法案の背景については幾つかの点
で、国民にこの法案に対する評価、判断を求める
上での一つの視点として幾つか指摘をしたわけで
ありますが、次にもう一つの問題として、別組織
ということがこの経過の中で一昨年から言われて
まいっております。このことについて伺いをし
たいと思ふんです。

野田発議者にお願いをしたいと思ひますが、私
はいわゆる別組織問題というのにはある意味では国
民的合意形成の上での一つのキーワードになるの
ではないかというふうな思っているわけでありま
す。対案を提示しているお立場から、九〇年の十
一月八日のいわゆる三党合意、これが憲法の平和
原則を堅持し、自衛隊とは別組織とするという大
原則を立てられて今後この問題についての解決を
図ろうというところでスタートされたわけでありま
す。

その後の経過をたどって見ますと、この間の政
府の答弁等では、いろいろやってみた、しかし試
行錯誤の末にやっぱり別組織は無理なんだという
ことになって併任で組織ごと派遣することになり
ました、要約すればこういう御答弁だったという

ふうな思ふわけでありまして。しかし、それは単に
やってみただけでもちよつと無理だからこの程度
にやってみようかというふうなことのなかでどう
かという点なんです。私にとっては、これは極め
て重大な政策の転換であつて、ちよつとした手直
しといったようなたいものじゃないんじやない
のか、こういうふうな思っているわけでありま
す。

冒頭言いましたように、別組織の問題はPKO
と自衛隊という関係をどう考えていくのかという
場合のキーワードとしての意味を持っていた、そ
してそれは、同時にまた自衛隊の身分の問題と深
くかかわった課題でもあったというふうな思ふ
わけです。そういう意味で、連合参議院が別組織と
いうことについて、いわゆる休戦・出向というこ
とで三党協議の中に加わって、この間お取り組
みされたわけでありまして、最終的には合
意には至らなかったというところで考えますと、別
組織についての政府側のガードというのには極めて
かたいんだなということを含めざるごとく思ひ知
らされているわけでありまして。

対案を示している立場から、このことについて
政府から聞くというのもあれですから、ぜひ野田
発議者の方からこの間の経緯と問題点について御
指摘をいただければというふうな思ひます。

○委員以外の議員(野田哲吾) 小林委員御承知の
とおりであります。一九九〇年、おとしの十
一月八日であつたか九日であつたか、そのときの
国会で国連平和協力法、これが廃案になった、そ
の三党による合意書というものが発表されてお
ります。これは、「自衛隊とは別個に、国連の平和
維持活動に協力する組織をつくることとする。」
と、こういうふうな思ひます。そして、その
翌年の海部総理の施政方針演説、先週、本委員会
でもこのことに質疑の中でお触れになっておりま
すが、海部総理が一月二十五日に施政方針演説の
中で、「自民、公明、民社各党間の合意を尊
重して、新たな国際協力のあり方につき、「成案

を得たい」と、こういうふうな政府を代表して方
針を述べておられるわけでありまして。

そこで、このことについて自民党は、九一年の
一月二十九日の党大会の方針の中でこういうふう
に述べておられます。国際平和協力法案は、
審議期間が十分でなく、また国民的合意の形成
が十分であつたことなどもあつて、廃案のや
むなきに至つた。

しかしながら、この国会審議の過程におい
て、わが国の国際協力・貢献のあり方を真剣に
考える機運が国民の間に高まる一方、公明、民
社両党とわが党の間に合意書が取り交わさ
れ、国際平和協力のための人的協力の方法を確
立することになったことは、評価できる。

と、こうなつておられるわけですね。

そこで、それでは一体、この三党合意の「自衛
隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組
織をつくる」という、その「自衛隊とは別個」の中
身はどういうものなのか、こういうことにつ
いて、無断で引用いたしますが、民社党が公表され
ているその年の三月二十九日、九一年の三月二十
九日の「週刊民社」という刊行物がございまして。そ
の中ではこういうふうな述べておられるわけ
です。

国連のPKO活動については、まず「三党合意
に沿うものであること」。説明として、「三党合
意では「自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動
に協力する組織」を作ることになっており、自衛
隊が部隊として、また現職の自衛隊員が組織に参
画することは、自衛隊の別動隊のような形とな
り、認められない」。そして「新組織の骨格」とし
て、「自衛隊とは別個の組織」として「PKO協力
隊」を作る。「停戦監視要員として予備自衛官
の参加を求める」。それから、「新組織の規模・
構成」については、「隊員は文民と予備自衛官、
行政機関職員等とする」。そして、武器の携行、
携帯はしない。こういうふうな民社党は「週刊民
社」の中でその三党合意を解説されているわけ
であります。

連合参議院の考え方も、自衛隊とは別組織を主張されているわけであり、この民社党が解説されているような三党合意の中身であれば、私は今日こういう議論はしていない、もう既に合意ができて、自衛隊によらない組織が法制化されているんじゃないか、国民のコンセンサスのキーワードはここにあったのではないか、こういうふうに思うわけであります。

また、アジアの国々でも、一つ参考のために申し上げておきますと、三党合意の直後、一九九〇年の十一月十四日シンガポールのストレート・タイムズが社説で次のように当時の日本のことを論評しております。日本は国際的な紛争の解決に自衛隊を派遣することを慎むという賢い決定をした、こういうふうな評価をしているわけでありました。この三党合意が本当に文字どおりの自衛隊ではない組織と、こういう形で提起をされておれば私はそこに国民の合意のキーワードがあったのではないかと、こういうふうな認識をしております。

○小林正喜 今の経過に立つて考えますと、きょう修正案として提起をされた内容と、公明、民社両党の考えというものがどういう整合性を持てるのか。政府は一貫して当初はそういう立場に立たなかったわけですから、自民党としてはなかなかというふうな思いをしますが、その問題をどういうふうにとらえるのか。今後修正案議論の中でやっぱり相当深める必要があるんじゃないか。それが国民が最も知りたがっている合意形成ができるチャンスをつたという点での最大の課題であろうと、このように思うわけです。

実はマスコミの報道ですけれども、連合参議院に参議院の自民党が見解を示されたというのが出ているわけですね。そしてそれを見ますと、「自衛隊と別組織であることを明確にするなどの連合参議院の」、その前がちょっとありまして、「PKOに参加する自衛隊員を「休戦・出向」扱いとし、自衛隊と別組織であることを明確にするなどの連合参議院の再修正要求について、「全面的に受け入

れることは困難」としながらも、自民、公明、民社三党を軸とする協議で、法案に三年後の「見直し条項」が新設されれば、組織の見直しも含めて検討・協議する一との見解を示した。こういう報道があるんですね。

そして、その上で、「別組織のイメージを高めるために」、「平和維持隊(PKF)派遣が凍結された場合、自衛隊員も他の要員と合わせて国際平和協力隊に編成する」、「二つ目として「派遣前の研修・訓練は国際平和協力本部で行う」、三番目として「隊員の服装などは」「国連が使用するものに統一する」、こういうことで別組織のイメージを高めて、別組織というところについての要求を満たすという考え方が自民党から示されたということなんですけれども、今御指摘をされた点も含めてこれらの問題についてどのようにお考えでしょうか。

○委員以外の議員(野田哲彦) まず、見直し云々という言葉、国会でよく使われる言葉でありますけれども、このことについては私も十八年間この国会におりまして、実にむなし用語だということの体験を何回もしております。

それから、そういう点から今回の三党の修正案でございましてけれども、一番業務の前半の部分、いわゆる軍事的な部門について、私どもは文民による民生分野の活動をと、こういうことを繰り返すしこの席で提案者として説明をしたわけでありましてけれども、政府側の主張では、この部門を外したならば、これはもうPKOの活動が変質してしまうと、こういう立場を非常に強調をされてきていたわけですね。

その部門を削除ではなくて、言葉で言われているのは凍結ということでありましてけれども、別の法律で定めるまでは執行しないと、こういう形の扱いをされることは、これは自衛隊を部隊として武装して派遣をするということの本質は変わっていないが、自衛隊を出すことについて、特に軍事部門に出すことについての国民の皆さんの合意がなかなか得られない。そのことに對する私は、こ

れはどう言いますか、安易な道をというのか、言葉が悪いがごまかしという表現で言わざるを得ないと思うわけですね。これは私も私どもとしてはそういう内容であるだけに、きょう趣旨説明されたわけでありまして、これは十分な事の本質の解明をし、国民に知ってもらうための審議が必要である、こういうふうな考えております。

○小林正喜 この間、別組織等の問題について自公民三党で一昨年十一月にスタートして、試行錯誤の末に政府としては別組織を排除されたその理由は何だったのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(宮下弘平) 私の方から申し上げますが、経過的な問題で、もしくは詳細、委員の御要望でございまして室長の方から答弁させていただきますが、今提出されている政府法案におきまして自衛隊別組織論というのとはならないというゆえんは、これはたびたび申し上げておりますように、自衛隊を武力行使集団としてこれを活用するものではないということはず大前提でございまして。

これは、憲法との建前でそういうことになっております。そういうことですが、ただ例えばカンボジアのような場合に、出す場合に自衛隊の平素訓練されている組織とか知識とか経験とか能力とか、こういうものを活用することが例えばカンボジアのような悪条件のもとで任務を遂行し、国際協力するためにはぜひとも必要であろう。

それから、二番目はやっぱりPKOというのはあくまでも停戦の合意のあった後の後始末でございまして、各国ともこれは軍人をもって充てる平和的な業務でありまして、現地において協力的な作業をするために我が国の自衛隊をやっぱり派遣する。平和のためにございまして、憲法九条には私は私どもは反していないと思っておりますから、そういう建前で出すということ。

それから、第三番目はやっぱりああいふ条件の悪い国々、恐らく一般論としては条件の悪い国が多いと思えます。いろいろな意味で、そういうところに出す場合は、それはNGOの活動の問題等

いろいろここでも議論されましたけれども、本当に有効な、協力的な活動を組織的にやるためにはやっぱり、私ども自衛隊の能力とあっておりますけれども、隊として一つの、水の問題一つとたって医療の問題一つとたって後方の問題一つと持っているものを使う方がよさるということがございまして。

そういういろいろな点を考えまして、あくまでも自衛隊自体を何が何でも出そうということではなしに、平素訓練している能力、それは武力集団としての間接侵略の場合にはもちろん武力行使してこれを撃退するわけですが、そういう面に着目しないで、その組織、訓練、知識、繰り返すようですがそういうものを有効に国際貢献に使うことは何れ我が国の平和憲法にも抵触しないし、そしてまたこれからの国連中心の平和協力業務、カンボジアにおいても三十六カ国が現在出ているわけですね、単独で国際貢献遂行の手段として自衛隊を出す。

そういう場合、それは個別に出しても構わないでしょう。しかし、現実には国連の多数の国の協力関係のもとに組み込まれてやる話でございまして、決して我が国の平和目的に背馳しないものというように考えてこの組織の決定を私はしたものと理解をいたしております。

○小林正喜 今指摘をされた点は、訓練され組織化されている集団、これが最も有効に効果的な活躍ができる、こういう理由だということですね。ところが、別組織論というのはいわゆる軍隊ではないということが言われました。この間の議論の経過から言くと、自衛隊幹部、OBの皆さんから出てきているのは、自衛隊というのはいわゆる戦う集団だ、それを戦わないということを行わせる。そして、平和の使徒だという言い方もありますね、この中で、ということになりますと、北方脅威論で鍛え抜かれた軍隊としての自衛隊ですから、そういう自衛隊を、言ってみれば戦う者、タカです

ね、馬に例えれば。そして、平和の使徒だって言うんだからハトだと思ふんですけれども、つまりタカをハトに変えて国外に出す、こういうことでしょうか。

つまり、自衛隊のOB、幹部の皆さんが一番懸念しているのは実は……（発言する者多し）いや、首振っているけれども、そういうふうな率直に言っておられるんですね。つまりタカをハトに変えられると、自衛隊員としてのアイデンティティを失ってしまう、それが問題なんだということを書いてあるわけですね。恐らく、（そんなことではない）と呼ぶ者あり）いや、言っているんだからしょうがない。そして、どういうことかといいますが、まずハトに変えるための訓練をしなければいけない。撃ち方やめの後に行く者として武器は持って使わないと言っているわけですから。使えという訓練をしてきたのに使わないというのを訓練するわけですね。そういうふうに変えていくわけですね。

そして、行って帰ってきて、原隊に復帰してきて今度どうするかという、今度はハトをタカにする訓練をしなければいけない。そのリハビリテーションに六カ月かかると言っているんですよ。そういう指摘をしておられるわけですよ、現実には制服組の皆さんが。（例えば悪い）と呼ぶ者あり）いや、本当にそう言っているんです。そういうことを言っておられるわけです。

つまり、自衛隊そのものの機能とか訓練じゃなくて、むしろ思考そのものをハト型に変えることによって出ていくわけですから、それじゃなきゃ僕はPKO活動には十分に機能し得ないと思うんです。その問題があるから別組織というのは、今おっしゃったように集団的に、その訓練云々とおっしゃるけれども、その中身なんですよ。その中身の問題としてもやはり別組織に仕立てていくということがPKOの趣旨に沿う動きをする上では非常に重要なテーマだと思ふんです。現場の人たちがそうおっしゃっているんですからね。その問題についてはどう思いますか。

○国務大臣（宮下創平君） 私も率直に言います、退職自衛官の高級幹部の方々の一部にそういう意見を述べられている点がございします。これはよく拝見をして、前後関係読んでまいりますと、どうもPKOの今回の本質というものをよく御存じない方が言っておられるのではないかとこの感じがしてなりません。そして同時に、優秀な幹部でありますから、今までは日本は間接侵略に対して有効に対処するという訓練をこれはやってきております。そのとおりです。

しかし、頭だけで自衛隊が部隊として行くから同じような次元で、同じディメンションで問題を考えるというところは全くこれは、今タカとハトというお言葉、私は適切であるかどうかちょっとわかりませんが、趣意はよくわかります。要するに平和的な機能に従事するわけですから、今までの専守防衛で攻められたときに部隊行動をきちんとやっていくということと次元の全く異なることをやるわけですね、これは。

しかし、先ほど申しましたように民間の人たちを集めても、それを訓練して悪条件のもとで組織化して本当に機能を果たし得るかどうかが、果たすとしても物すごい時間を要するんじゃないかというような問題、コストもかかるではないか。

そういう点で、自衛隊の行かれる諸君は、行く前にはこの平和協力法案の趣旨なり意義なり、そして国際的に持つ意味、我が国が参加する意味を十分に頭にたたき込んでいただいて、発想の転換をしてこの平和協力業務に行くということが大変重要だと私は考えておりますから、今部隊として行動している行動の一部をそのままこちらへ持っていくって適用するということとは、私の頭の中には少しもございせん。これはあくまでも平和的な目的。しかし武器は持っていきますけれども、これはもう二十四条論議でありますように、生命、身体、防衛だけはきちっとすべきことは、これはもう人間の自然権の権利といいますが、人道的にもそれは当然のことでございますから、それをここで厳格に書いてある。

こういうように理解しておりますから、必ずしも先生、OBの方が言っているから全部そうなるんだという見解は当たらないということをはっきり申し上げさせていただきます。

○小林正君 長官が後段におっしゃったようなことと、それはやっぱり戦う軍隊からPKO活動の精神に沿うものに隊員訓練すると、それは非常に重要なことだと思ふんです。それが具体的にタカをハトに変える作業だというふうな思いします、そういう場合にやはりイメージとして別組織にするんじゃないかと、現実の問題としてそういう平和の使徒としての別組織に仕立てていくということ、文民分野の参加もあるわけですから、全体としてはそういう活動が求められているんじゃないのかということを描いてあるわけですね。

それから、ちょっと視点を改めて、今度、大蔵大臣がお見えになりましたのでお話をしておきたいと思ふのは、実はこれまでの政府答弁の中で別組織イコール第二自衛隊論というのがあったんですね。そして、過日の予算委員会、一個師団程度の自衛隊の削減問題について宮澤首相が一月時点でおっしゃったことについて、その後の経過の中で言うと、なかなかそうもいかなかった、結局長官の答弁では、現在の自衛隊の定員、それから実数の実態等から考えてそれはできないということをおっしゃったわけですね。これは恐らく、自衛隊法三条の本務、業務遂行のために必要不可欠な人員、装備として位置づいている、それが予算上位置づいて今日があるということだと思ふわけです。

そういう点を考えてみますと、第二自衛隊なら経費がかかって云々という言い方と比べて考えてみますと、自衛隊法三条の目的にかなう人員、装備というものを十全なものとしていつも対応しておくという必要があるわけですね。ところが、PKO活動に人員と装備を今度派遣するわけでしょう、これが具体的に必要とね。そうしますと、当然必要不可欠な部分に穴があくわけですね、そういうことになります。ということになると、

具体的にその部分をどうするかという問題が当然出てくるわけですね。

PKO活動というのは、今後各地域で展開をされ、日本もそれに向かって積極的な貢献をしよう。そして、これは年度を超えてかなり長期的な対応にならざるを得ないという問題も出てくるわけですね。そういうふうになりますと、まず今年度、この法案が仮に通った場合にどういう予算上の問題が一体生じてくるのか、そしてまた次年度以降、その人員と装備の問題の穴埋めをするのかしないのかといったような問題が当然出てくると思うんですけれども、その点について長官はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（宮下創平君） まず、現在の自衛隊の組織、編成、装備、人員等でございますけれども、これは私がたびたび申し上げておりますように、基盤的な防衛力構想のもとに必要最小限の侵略に対応するものとして整備をしてございします。したがって、今こういう状況のもとで、直ちにこれをフルに活用して我が国を防衛しなければならぬというような事態は私は想定をいたしておりません。したがって、その中で自衛隊の任務遂行に支障のない限りこれに貢献するという法の建前になっておりますから、現実には派遣するようになれば、現在の自衛隊員の人員の中で、装備の中で、そして経費の中であとう限り貢献していく、こういうことにならうかと思ひます。

他方、この法律では人員については最高限度二千人ということが法定されているわけですね。これはただいまの御提案の中でも選挙監視あるいは警察、あるいは行政の補助、そういうことは否定をされておりますから、この部門がかなり多いと思ひます。したがって、これは具体的な案を私ここで申し上げるわけにまいりませんけれども、仮に、よしんば最大限持っていて、どのくらいかなというものを想定した場合には、選挙とかそういうものを逆算してくればわかるわけでございますから、それは半分程度かもしれませんが、あるいはもうちょっと少ないのかもしれませんが、多少多いかもしれませんが。

いずれにしても、非常に量的には限定されたものでございますから、今度この法案が成立して、自衛隊が部隊として出動していくということになりますと、派遣するということになりますと、出動ではございません、派遣と厳密に言っておきますが、派遣ということになりますと、私はやっぱり既存の予算の中で原則的には対応していくべきものと、こう思います。

しかし、現実には派遣いたしましたし、思わざるいろいろの支出その他もある場合もありましょう。そういう場合は当然これはもう財政法の規定によりまして、自衛隊に任務が与えられて、それを遂行するわけでございますから、予備費使用とか、あるいは補正の機会があれば追加的な措置をするということとは十分あり得ることだと思えます。

それから同時に、来年度以降の問題はどうなるかという点でございまして、これはもう来年度予算は通常今年度末に決定されます。カンボジアにも派遣をいたしまして、これが来年度いっぱいにもかなり恒常的に続くだろうというようにことが十分予想される場合は、極力自衛隊の中の経費のやりくりでいろいろやることは当然でございまして、追加的なものが必要であれば、これは要求として、事項を立てるか立てないかは別問題として、私は要求して当然だと、このように思っております。

なお、人員その他が派遣されるからその穴埋めをするとか、装備が向こうへ行っちゃうからその穴埋めをするとか、そういう考え方は今のところ持っておりません。これは法の建前からも、自衛隊の任務遂行に支障のない範囲内においてという限定が明確に自衛隊法の今度の改正案、附則でこれが書かれておりますが、そのように明定されておりますから、そういう立法の趣旨に沿って運用してまいりたい、こう思っておりますのでござい

ます。

○小林正喜 今の話では予算委員会とのときの答弁とはかなり違ってきているという気がするんです。というのは、やはり必要不可欠なものとして

ぎりぎりのところでやっているんだから、これをこれ以上削減するのはどうなのかという趣旨の御発言だったと思うんです。そういうことからすると、まあその程度を出すのは何とかなるよと、予算も範囲内ということで、引き続き来年度にまたがって何とかなるんだということだとすれば、これはかなりくくって言っていますよ。くくって言っているけれども、そういうことであるとすればちょっと違うんじゃないかなという気がするわけです。

そして、予算の問題としてさっきいろいろお話も伺いましたが、結局必要なものについては防衛庁で要求してもらって、それを大蔵省が受けとめて云々と、こういう説明もいたしてはおりますけれども、実際にこれからの問題としてPKOの問題と、これはかなり恒常的に、引き続き今後さまざまな問題が想定をされてくるという立場に立つて考えた場合に、その都度主義といえますか、そういう対応でいいのか、それともあらかじめ常態にそうした事態を想定して別組織をつくって予算もつけて万全の体制を整えて即応できる体制でいつでも臨んでいく方がいいのか。私はもう後者に決まっていると思っているわけです。

そういう意味でも、自衛隊をその都度集めて訓練してまた次へということではなくて、やはりきちんとした別組織でいつでもスタンバイの状況にできるようにしておく必要があると思うんです。だから、そういう点で考えてみますと、どうも何か注文があったら何とか間に合わせるように努力するみたいな話ではちょっとまずいんじゃないかという気がするわけです。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(宮下創平) さきの衆議院の予算委員会におきまして私も防衛論議をやりました際に申し上げた点は、我が国の防衛の全体としてのあり方の議論でございまして、したがって、私は必要最小限の侵略に対応すべきものとしての基盤的防衛力構想と、これはぎりぎりのものであるということを確認に申し上げてございます。

しかし一方、先生の言われるのは、ぎりぎりだと言いがらその一部を割愛できるのは矛盾するのではないかと理論上の問題かと存じますが、実際には自衛官が定員二十七万人ございまして、先ほど申しましたように、せいぜい千名前後あるいは千名も行かないでしようというようなその運用について、これが有事であればなかなかそのうはいかないとは思いますが。しかし、平時であればそれくらいの程度の量的な派遣であれば訓練所要その他多少の影響は受けても、自衛隊の任務遂行が著しく妨げられるということには私はならないと思っておりますのでそう申し上げておるわけで、決して理論上の数字的な、これだけ必要でそれを割愛するから穴があくというようなものではないということとは委員も十分御了知いただけることだと思えます。

それから、PKOの将来像について、国際情勢がこういう情勢でございまして、今後局地的なあるいは宗教的な民族的な紛争が起り得るといふ情勢判断をする向きが非常に多いし、私もそう思います。冷戦が解消してもそう思います。しかし、それが直ちにPKOの要請につながってくるかどうか、カンボジア等アジアにおける問題は当面の急務でございまして、これは必ずしも予測はできません。

したがって、私も将来課題として自衛隊の中に特殊な知識と経験とか、そういう目的意識とか語学力の問題とか、いろいろ特殊な資質あるいは知識、経験を要しますから、場合によると将来的にはそういうものの編成を自衛隊の中に置いて、それで有効に対応できるような体制を整えることも必要ではなからうかということとは本院でも申し上げておるところでございまして、私も基本的にはそう考えております。したがって、自衛隊と別組織がいいというようには考えておりません。

なお、別組織論についても一言だけ申し上げさせていただきますならば、この法案の趣意は国際平和協力本部をあくまでつくることとござい

まして、これには海上保安庁も、あるいは他の一般公務員の参加その他が行われて、全体としての平和協力業務、そして部隊として自衛隊が参加するものもその一翼を担うという位置づけになっております。自衛隊即ちこの平和協力本部であるというような印象の御議論がございしますが、もちろんそんなことを言っているつもりはないとおっしゃられるかもしれませんが、そんなように聞こえますので、その点だけは付言をさせていただきますたいと思っております。

○小林正喜 大蔵大臣にお伺いしておきたいと思うんですが、PKO活動が年度にまたがって今後とも展開をされるというような状況になった場合の予算上の対応ですね。これらについては恐らく防衛庁の要求に基づいて、あるいは協力本部ということになるんでしょうか、それらの予算上の問題、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(羽田孜) まず、先ほどお話がございました点につきましては、いわゆる国際平和協力業務、これにつきましましては本法律案の成立後の情勢を踏まえながら必要があれば実施計画を定めまして海外派遣などを行うことになっておりますから、仮に海外派遣などの平和協力業務などを行う必要が生じた場合には、その具体的な予算措置についてもその時点で適切に対応していくということでもあります。また、これがそのまま続く場合には、これはまた防衛庁と話し合っていくかなきゃならぬことだと思えますけれども、時と場合によつては予備費等で対応するとか、あるいは補正が必要な場合には補正なんかで対応していくということを進めていきたいと思っております。

なお、装備を補充するという点については私どもにもちょっとあれがあったわけでございますけれども、これは今長官の方からお答えいたしましたように、この法律の六条六項に、「自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は」、「自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。」というふうに書かれておるところでございまして、私もそのようにな

とで対応できるであろうというふうに思っております。

○小林正君 別組織論として最後に私の見解を申し上げておきたいと思うんですが、冷戦構造が終えんして世界の軍縮の方向が今進んでいるわけで、そういう方向性の中でやはり自衛隊の軍縮を進める必要があると思うんです。そして、そのいわゆる平和の配当、これが国際貢献の場にもう生かされるかということが重要だと。

その場合に一番大事なのは、やはりPKO活動等を含んで国際貢献ができるようなきちっとした基盤をつくっていくという、そのことへ向けて平和の配当を積み上げていくということが重要ではないかというふうに考えて、きょうの話の基本は、すべて国民的な合意形成をつくる上で一致できるようなものとして別組織を考えた場合には、自衛隊の軍縮とその平和の配当に基づく国際貢献の組織基盤をつくるという視点に立った問題提起として別組織問題というのは受けとめていただきたいということを強くお願いしておきたいと思うわけでございます。

それで次に、時間もなくなってきましたが、いよいよきょう、先ほど修正案の提案がなされて、現在この委員会には政府案と社会党の対案、そして修正案という三つの案がずらりと並んだ、こういう状況になっているわけでありまして、この修正案の論議については今後展開をされていくわけでありましょう。

野田発議者の方にお尋ねをしたいというふうに思いますが、修正の大きな眼目になっておりますPKFの凍結という問題については、指揮権をめぐる問題、そしてまた武器使用をめぐる問題、周辺諸国の懸念、そしてまたこのPKO法案の目的の部分がPKF凍結によってどうなるのかという問題、さらには凍結によって法案の整備等の関係がどうなるのかというようなことを考えてみますと、いわゆる凍結という言葉はありますけれども、実質的に凍結にはなっていないんじゃないのかという懸念が指摘をされております。ま

た、そうであればこの意思を貫徹するためには凍結より削除すべきだという指摘も、この間のテレビ討論等の場でもかなり指摘をされております。

さらに、自衛隊高官であったOBの皆さんの反発というものも出てきています。安保理サミットの中で国際公約をしてきたはずなのにPKFを除くのは国際的な詐欺だという言い方が月刊誌の中で指摘をされている。これは元責任者たちの座談会ですよ。こういうようなことまで言われているわけです。私たちはその立場には立ちませんけれども、そういうような修正案についての指摘がある。

そしてもう一つは、事前承認という問題について、国連への指揮権の一元化ではその対象あるいは現地の実態論、つまり前線と後方の区別があるのか、ナマコ状態じゃないかとか、いろんな言い方があるわけですが、そういうような問題等との関係で、一体事前承認の対象は何なのかというような問題等、多くの指摘がされているわけです。

これらの問題が政府案とは別に、三つ並んだわけですから、当然新たな問題提起として、今後国民の前にこの修正案の持つ意味、内容、そして政府案との違い、社会党案との違い、対比等を含んで、この論議を通して国民に明らかにする中で問題解決を図っていかねばならないだろう、こういうふうにも思われるわけでありまして、そのためには、本委員会の任務としては、十分審議を尽くして国民の前に問題点を明らかにし、最終的に国民合意を得るということへいかねばならないだろうというふうに思われますので、そうした視点に立って、発議者としてどのようにお考えか、きょうは修正案の提案者はいませんか、あえて社会党の立場からお伺いをしたいと思います。

○委員以外の議員(野田哲也) まず、きょうの修正案をちょうだいしたいとして一読した段階でございませうけれども、一つは、政府案についても言えることなんでしょうけれども、業務のうちで「政令

で定める」というレ、これがまだ全然明らかになされていない。それがまた今回は修正の対象になっている。このところは、どうしても本委員会でのところを明らかにできるような審議をお願いしたい、こういうふうにも思っているところでもあります。

それからもう一つは、私どもが非軍事、民生、文民、こういう立場で対案を提出した。これに対していろいろ自民党の発言者の方からも反論され、それから各委員に対する政府側の答弁でも、今の政府案が最善のものとして提案をしたものであるし、それから業務についても、PKFの分野を除いて法律が決まったときには、これはもうPKFとしては当初の目的から大きく外れることになる、こういう答弁をされているわけでありまして、それがどうして今、修正案が提案をされると自民党席から盛大な拍手が起きるのか、私は実に不可解に思っているわけでありまして。

結局、この修正案は、業務の分野で前半の軍事的分野は凍結をするという、その凍結という意味が一般に使われているわけですが、法律的には別の法律で定めるまでは実行しない、こうなっているわけでありまして、これは一体どういう場合にこの凍結を解除されることになるのか。あるいはまた、国会審議、出されれば七日間で議決しなければならぬというふうなことで、国会の審議をみずから手を縛るようなことを法律の中に書かれている。あるいはまた、軍事的分野を除いた業務に参加をしに行くのになぜ武装して行くのか。そして、軍事的分野でない分野に参加する武装した部隊に対する武器の扱いはいずれの指示に従うことになるのか、指揮命令権はどうなのか。こういう点は十分私は審議を尽くさなければ国民はますますわからなくなってくるのではないかと、こういうふうにも思います。

○小林正君 きょう冒頭に修正案が提案をされて、首相はこの間一貫して政府案は最善のものであるということを今日まで言ってこられたわけでありまして、きょう修正案という形で提起をされ

てまいりまして、政府案を最善のものと言ってきた立場の首相としてどういう御感想をお持ちなのか、お伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(澤澤一喜) 先ほど提案理由を伺ったばかりでございますので、十分に政府としてこれを検討させていただいてはおりませんけれども、恐らくこの委員会におきまして政府案を御審議されました結果、提案者方におかれてこのように修正がいわばベターである、そういう御判断に至られたものであらう、このように考えておりまして、私どもとして自信を持って政府案を御提案いたしておるわけではありますけれども、立法府の多数の意思において、いや、それよりもこれをもうベターとするという、そういう御判断であれば政府としてはそれはもとより謙虚にそれに従わなければならぬと考えております。

○小林正君 今後の修正案審議との絡みで、当然政府案との関係、社会党の対案との関係で修正案というものについてさまざまな論議が展開をされていくであらう、このように考えております。次に、今後の日本の国際貢献のあり方について幾つかお尋ねをしておきたいというふうに思っています。

ロンドン大学の教授の森嶋通夫氏が著書の中でこのように言っております。敗戦国が戦勝国よりも、国際紛争の処理に関して進歩した哲学をもっているのは、第二次大戦後のときだけでなく、第二次大戦後もそうであった。しかし敗戦国にはその哲学を、国際政治の舞台で実践する能力がなく、結局は、戦勝国の古い哲学の方が現実的なのだと後述して、自分たちの進歩した哲学を捨ててしまった。一たんこういう事態がくると、敗戦国の人々は、遅れを取りもどすために、戦勝国以上のスケールで古い哲学を実行し始めた。その結果、平和愛好国ワイマル・ドイツが急転直下、世界の荒武者ナチス・ドイツになったのである。湾岸戦争での首相の醜態が、日本をすっかり反動国家にしてしまう可能性はある。

こういう指摘をされております。

このことは、海部首相が、湾岸問題が生じた時点で、要するに首相の言葉をかりれば、金と汗と血の關係について、結局金への対応しかできない。日本の憲法の立場からすれば、日本は湾岸問題についてこうするという心情をまず打ち上げていけば、以後の關係の中でそうした事態はなかったんではないかという指摘の一つの言葉として今の問題が出てきているわけであります。

日本も敗戦国であります、勝った者と負けた者の關係について、森嶋さんは別のところで、勝った者はなぜ勝ったのかと言え、自分たちの今までの主張が正しかったから勝った、つまり正義が勝った、こう思っていますから、戦争に対して極めて、戦争というよりは力による正義の実現について強い自信を持っているわけです。日本の場合はどうであったか。敗戦国ドイツも含めて、ワイマールも一つの例ですけれども、むしろ戦争という力による正義の実現という手段は間違っていた。したがって、これから国際問題の解決のためには新しい発想で平和の貢献ということを通してどうするかということが課題になる。これが日本国憲法に結実をして今日があるわけであります。そういう意味で言うと、ここで言っている敗戦国の方がすぐれた哲学を持つというのはそういう意味です、平和に対して。

ですから、そういう立場から考えたときに、日本が以降、国際社会の中で、アメリカ一辺倒と言われる外交姿勢の中で自己主張ができないまま、結局はこういう状況の中でやはり古い哲学に頼るを得なくなってきたというあらわれとして今日こうした問題が出てきているんじゃないかという指摘になっているわけです。そういう点で考えてみますと、大変事は重大だと言わざるを得ないわけであります。

特に、最近の自民党首脳の異常と思われる相次ぐ発言、これはもう見せしめから何からいろいろ、言えば枚挙にいとまがないわけですから、もう、そういうことは首相の言う品格のある国の

リーダーとは到底思えないような内容になっております。こうした精神状態が一層危惧されている事態を予測するものになっていくんだということには言わざるを得ません。異常なそうしたポルテージを高めていく、平和という問題についてこれほど論議を二分しポルテージを高めていくこととするという風潮というのか、そのことを大変懸念するわけであります。

やはり拙速を戒め、国論の統一を図っていくために国民的な合意形成を図る手だて、努力を尽くすというのが政治の課題だろうというふうな思っているわけで、拙速でやる結果、この国論が二分している状況のままやっていったら、今後国際貢献というような問題について国民的な合意形成をしようという努力はぶち壊されてしまうので修復のためには相当また時間を要しなければならぬ、今そういう分水嶺のところに私たち自身がいるんだという認識に立つべきだと思うわけであり

ます。したがって、当面するカンボジアへの対応をどうするかということには急を要する課題として、今後一致できるところからまずやっていくということが必要でありますし、同時に、憲法の諸原則に沿う国際協力のあるべき追求という段階的な解決が求められているんじゃないか、このように思っています。

したがって、先ほど来言っておりますように、P KO活動と自衛隊との關係で言えば、やはりあくまで別組織という我が主張してきておりますテーマについてこの際きちんとした位置づけが必要であらうというふうな思っていますし、もう一つは、P KO活動について今国際三Kという言い方がされておるわけですね。きつい、危険、困難、P KOは国際三Kだと、こんな言い方も使われているわけであります。P KO活動にも積極的に誇りを持って参加する条件を派遣される身になっていく必要があるんじゃないかということであり

ます。冒頭申し上げましたように、国論が二分されて

いる状況を踏まえ、圧倒的多数が一致できるところから始めるというのが筋じゃないでしょうか。昨年、太平洋戦争開戦五十年という節目の年でございました。そして、三年後に戦後五十年という年を迎えるわけであります。国際協力を積み上げながら内外の信頼を高めて、国民合意を形成して憲法の目指す方向で国際協力、安全保障の基本法とも言うべきものを制定する努力をすることを通して合意形成を図っていく課題というものが必要じゃないか。

特に、安保、自衛隊の問題等から出発いたします、このP KO法案に至るまで司法の判断というものについていえば、この問題についてはございませぬけれども、統治行為にゆだねられているテーマでもあるわけでありまして、政治が解決をしなければならぬ課題だということに思っています。そのことについて、何といつても冒頭申し上げました民主主義の完成度を高めるという観点に立って考えた場合には、合意形成のために最大限努力をする、そのことが求められているのであって、既成事実の強制力で国民の声を押しつぶしていく方向で反対論を消していくという手法であってはならないというふうな思っています。この点についての総理の御見解を伺いたいと思

います。○国務大臣(宮澤喜一君) 当委員会が審議を開始せられましてから今日まで、社会党・護憲共同のお立場からたくさん皆様から御質疑があり、御意見を承っておたわけでございませぬけれども、私が受けました印象は、お立場お立場によってですが、このカンボジアの事態というものはやはり我々としても重視しているわけにはいかない。国連の平和維持活動に対して何かの協力をすべきであるということ、殊に現地に行かれた方々は強くお感じになっておられるような印象で私は御質問を伺っておりました。皆様께서そうであらうのかどうかかわりませぬけれども、そうでありましたし、また提案者である野田議員もそのよう

にお感じのようになっておるわけであります。そこで、本日、小林委員の冒頭の方で言われましたこと、それは憲法の改憲、解釈改憲というようになことに關してでありましたが、自衛隊というものには憲法であるというふうなお立場でおっしゃっているように私は伺いました。そういったしますと、もともと自衛隊が違憲であるならば、自衛隊を派遣するとか派遣しないとかいうことはもともと違憲の話になってしまふので、そこからはどうも私は美りのある議論が導かれない。もともと国連の平和維持活動に何もしくなくていいというお立場であればこれは別なんです、何かはやっぱすべきなんだろうというところがありますだけに、どうもそこが私には美りのある議論がなかなか導かれないという感想を持っております。

○小林正君 私がかきようメンバーにしておりますのは、こうした国際貢献を目指して国民的な合意形成を広く求めていくことではないか。そのために、政治として最大限配慮すべき課題は何と何なのかといったようなことをいろいろな立場から、視点から申し上げてきたつもりなんです。そして、あなたの方の党は自衛隊認めてないにもかかわらず自衛隊を論じることにはけしからぬみたいな、そういう議論ではないんです。自衛隊の今日の事態について、私たちは、憲法の求めているものとは違ふということはおっしゃっております。そして、しかし現実には自衛隊が存在をし、機能しているという状況をそのまま認めていく。そして、その自衛隊がそういう存在としてあることを認めているわけでありますから、それは一つの法律の行為として、今日まで立法府で積み上げてきたものとして今日の自衛隊があるわけですから、そのことを否定しているわけじゃないんです。しかし、じゃ一体今日の自衛隊の実態は、軍事費大第三位と言われるような実態というものについては、憲法の目指す方向に沿っているのかどうかといえ、これは違憲だと言わざるを得ないということおっしゃっていただきますけれども、違憲、合憲論をこの国際貢献の場の中に持ち込んで問題

をすりかえていくということではできないんです。というのは、私たちは既に自衛隊のノウハウは生かしているということも言っているわけですから、その場合の問題意識は何かということもずっとこの間の議論の積み上げで言ってきたと思います。そのことは首相も御理解をいただきたいと思います。ですから、共通の土俵の上であるべき方法と課題について議論しているんだという共通の認識には、私たちは少なくとも立っているんです。ですから、そのことは御理解をいただかないと、それこそ日本異質論じゃないけれども、この法案に反対する者は異質なんだという形で排除するような論理で合意形成を図ろうということはどういう困難になりますから、そういう立場にはぜひ立たないでいただきたいということを申し上げておきたいと思っています。

最後に、私は、今総理がそういうお話をされたので非常に残念なんですけれども、実はアメリカ人にしては日本に血を流せということだけを求めている人たちがかなり多いということも少しお話をさせていただきたいと思っています。これは、五月の十二日付の「国際情勢資料」で、アメリカのブルッキングス研究所の機関紙の九二年春号の中で、「九〇年代の日本—新しい大国の形」という論文が紹介をされております。この中に「新しい軍隊のモデル」という章があるわけですから、その一部を御紹介をしておきたいと思っています。

一九九〇年八月、ヨルダンやサウジアラビアの難民村に日本の国旗を翻したテントや病院、診療所が建てていたならば、日本政府は湾岸戦争に兵隊を送れという圧力に抗するためのもっと高い道義的根拠を持てただろう。

一九九〇年の秋に不成立に終わった法案では自衛隊の部隊が人道的機能を遂行することを求められていた。だがこの種の人道的活動がどうして自衛隊によって行われなければならないのかについて、説得力ある理由は全くない。日本は難民救済、自然災害救援または開発途上国で

の公衆衛生訓練など海外での各種の活動のために派遣できるような制服の非戦闘員によるかなりの規模の部隊を設立すべきである。日本政府は既にこの方向で小規模かつ暫定的な措置を取っており、幾つかのチームが海外へ派遣されているが、こうした暫定的な措置を支援する形で、米国は日本に対しこの方向へもっと前進するよう奨励すべきであり、これは、国際的役割をもっと担う必要性を認識しているが、その役割をわい曲して海外派兵の口実にすることは強く反対している日本社会の幅広い勢力から支持を得られるだろう。

こういうふうになっているわけですね。したがって、アメリカの中にもそうした圧力をかけるグループと同時に、またそうでない、それをチェックする機能も働いている。これがアメリカの社会でしゅうけれども、そういうことにもやはり耳を傾け、それで日本の主権的な立場からどうしたらいいのかということになれば、当然のこととしてやはり憲法の趣旨に沿う形で国際協力を進める必要があるだろう、このように思っているわけがあります。

そういう意味で、元の駐日大使であられたライシャワーさん、これはアメリカの政治システムの中でいわゆるスポイルズシステムというのがあって、歴史家、学者が大使になるというようなことも可能な、スポイルズの一つの積極的な側面だということに思いますが、大変な親日家である歴史家でもあります。同僚の議員の國弘さんが日本史も翻訳されておられて、特に戦後の部分について示唆に富む部分もかなり多いわけがございますが、そのライシャワーさんが「日本と二十世紀の遺産 外部からの見方」ということであるという述べておられます。

その中で、「最後に、もう一つ日本が世界平和にはかりしれない貢献の可能性がある。第二次世界大戦以後、日本は民主主義諸国とだけなく、共産主義諸国とも第三世界とも良好な関係を維持しようとする意識的に努めてきた。もし世界が今

日のさまざまな危機を乗り越えていくことができれば、日本の平和憲法はいつの日か世界中を照らす灯明となるであろう。」このように述べておられるわけでありまして、そして、幾つかの危機を克服し、社会主義体制の崩壊という今日、冷戦構造が終えんして今まさに日本国憲法が世界に灯明をともすチャンスが訪れたというふうなライシャワーさんは指摘をされていると思うんです。

そのことを御指摘を申し上げて、私の質問を終わります。

○常松克安君 何はともあれ、総理、外務大臣お疲れの上入院なされたこと、心より深くお見舞い申し上げます。かつまた一日も早くこの法案、歴史的な一ページに見事に立ち会えますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、私は今日まで人命尊重という立場におきまして、医療を中心としたその活動に当たっては貢献効果大ならんと願い、建設的あるいは具体的に種々の提言をいたしてまいりました。特に活動される人の立場に立つて議論、意見を申し上げ、はたまたJMTDRの先生の方々に對しては、その活動に、人道的医療貢献に對して政府は特に敬意を表すべきである、こういうふうな主張をしてまいりましたところでありまして、改めて今日までの過去三回、本日をもって四回目立つ総まとめといたしまして、確認並びにこれよりまた数点の質問をさせていただきます、かように思うような次第でございます。

さて、まず最初に外務省にお尋ねいたします。既にUNTAACの要望を受けましたドイツの医療団のカンボジアにおける活動内容は今日どのようなになっているのか、少なくともマイナスの遺産を背負った我が国と同じ立場であらうといえども、その中においては五百四十一名から成る国防軍の中の一員である軍医を中心にして医療団が送られておる。これが医者が何名で衛生兵が何名で、今日何をどのように活動し御評価いただいているかをお知らせ願いたい。

○政府委員(丹波重吉) お答え申し上げます。このドイツの医療部隊は総数五百五十名、ブノンペンに展開するという計画でドイツは派遣いたしております。UNTAACの軍事要員及び文民要員に對しまして次のような医療及び衛生活動を行うというふうな承知いたしております。

具体的に例示的に申し上げますと、一つは、現地におきまして健康及び衛生に関する助言、それから医療の援助、それから現地で公衆衛生及び衛生の管理、それから予防接種とか防疫ということでございます。

UNTAACの先遣隊でありますところのUNAMICに對してもドイツは約十五名程度の軍の医療関係者を派遣していただけていますが、先般、これと合わせて全体として五百五十名ということで派遣を決定したということでございます。

○常松克安君 じゃ、もう少しその辺のところを立て分けて、健康、医療あるいは公衆衛生とおっしゃいましたけれども、これは既にUNTAACに活動いたしましたという国際貢献の隊員の皆さんの一、二、三なんです。そうじゃなくして、行かれたその地域にも広げて、地域市民、住民の方々に對しても活動を広げていっていらっしゃるんです。どうか、その辺のところを。

○政府委員(丹波重吉) これはドイツの軍の医療団でございますけれども、基本的には、今の御説明の中で申し上げましたとおり、UNTAACの軍事要員及び文民の要員に對しますところの医療活動でございますが、ドイツの赴任に当たっての手引のようなものを見ますと、現地の住民に對する医療活動というものも排除されていないというふうになっております。現に、過去、例えばレバノンに展開しておりますフィジーの部隊がやはり付随的に現地の住民に對して人道的な医療活動の面倒を見ていたというのはいさか日本のテレビでも放映されておりましたけれども、やはりそういうことで、基本的な目的は軍事要員とか文民に對する医療活動ですが、たまたま現地の住民に對する医療活動も行うことは排除されていないというこ

とでございます。

○常松克安君 しかば、今提案されております本法の中におきますところの三条、医療業務についても先日お尋ねいたしました、当然PKO参加の隊員を対象にすることが第一義ではあるが、地域住民における被災民及び難民の方々もお困りのある場合はそれをもって業務に広げていく、こういうふうにご回答いただいたと思うんですが、確認いたします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

ただいまのカンボジアにおきますドイツの衛生部隊につきましては国連局長から御紹介があったとおりでございます。この法案におきます医療業務につきましては個別のPKOとに国連側との話し合いが行われまして、その内容いかんによりまして何をやるかということが決まっております。それ以外に、それと付随的にやはり被災民を対象にした医療サービスを行うということも含み得るということでございます。何分、そういう国際連合側との話し合いを受けても、我が国から派遣されるPKOの医療隊についてもそういう業務に従事するということになりますれば、この法案の仕組みといたしまして、実施計画あるいは実施要領にきちんと盛り込んで実施をしていく、そういうことにならうかと思っております。

○常松克安君 しかば、本法にあるところの第十一条において民間の方々にも協力を願う。じゃ、どういふふうな内容の業務のお手伝いを願うか。本法第二十六条の「役務の提供」でございますか、これについてひとつお教え願いたいと思っております。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

二十六条の立て方でございますけれども、先生御案内のとおり、これは民間の協力ということでございまして、行政機関によりまして「国際平和協

力業務を十分に実施することができないと認められる場合という前提がございまして、やはり具体的に、例えば医療の分野ですと、特に行政機関でやろうとしたとしても、特定の御専門の知識を有する方の協力をどうしても得たいというふうな場合があるかと思っております。

そういう場合にそういう方に参加していただくということがこの二十六条に基づきましてあり得ると思っております。他方、この全体の枠組みといたしまして、先生御案内のとおり、紛争の終わった直後というふうな状況でございますので、特に身分という点に着目いたしますと、単なる民間というふうなステータスではなくて、やはり法案の十一條でございますが、それでは民間からの選考による国家公務員としての採用、協力隊員に採用していただく、そういう手順がございまして、それによりまして、もしも万々一のことがありましてときには国家公務員災害補償法その他の適用が受けられる、そういうこの法律に基づきます仕組みのもとで御協力いただくというのが基本的な考え方であらうというふうに考えております。

○常松克安君 その辺のところは理解できるのではありませんか、なぜ私に本法十一條ということをお願いしたか。これはマンパワーの中で、自衛隊の医官がそこに出動いたしまして、例えば今現実行われているところがドイツの医療団百五十名、そしてその対象というのは一万八千名、こういう方々が全域の医療、理屈的には理想的に市民の方でも地域の方でもございまして、なかなかそれは手が回らないものがある。よって、そうなるかとやればそれはそれとして、また別途本部長が認めた場合においては法十一條において民間の方々もひとつこの平和貢献に御協力願いたい。

それは当然いろいろあるであらう。文部省からいうと国立大学、あるいは厚生省は日赤、あるいは開業医の方は医師会とかいろいろございまして、過去にあの湾岸戦争のときにえらい政府は頭を痛めたわけでありまして、最初百

名の医療団をと言って、ふたをあげたら十名になっておった。これはなぜか。そういうふうなところ、今御指摘になりましたところの方が一災害になつたらどうするんだ、ピストルの弾が後ろの方から飛んできたときはどうするんだ、いろいろ御心配がございまして、さあ勇気を持って踏み込むということはなかなかこれはでき得ない。

そうでなくとも、この論議が世界から見れば一つの外交であります。外交というのは、平和憲法第九條、この中で精いっぱい日本は頑張っておる、ところが外から見ると外交の上から見て、あるいは憲法を建前にとってけちつけてしまつて五割も三割もパワー出しておらぬ、こうなつたら何にもならぬわけでありまして、でありますから、効果大にしていただいて私が主張するのはこの意味でございます。

そういう意味においてこの十一條というものは、やはりそういう方々により理解していただいで、局長の方から、万が一があつたらいかぬから、まことに申しわけないが平和協力隊員に一時身分をきつとして、そうした上において、国家としてもその勇気を名譽あるものとして考える、かつまた補償も万全にします、こういうふうな説明してもらえませんか。もう一度。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。私がさかつかとやれるかどうか必ずしも自信ないわけでございますけれども、特に医療の分野におきまして、この法案の仕組みといたしましては、先生主としてPKOについて御言及ございましたけれども、私もやはりこういう分野につきましては、人道的な国際救援活動という面もあわせて非常に重要視しておるわけでございます。せんがって先生、特に難民、被災民についての御言及がございました。そういう分野におきましては、やはりこの十一條に基づきまして、民間から協力隊員になっていただく方々の存分なる御協力を得られる仕組みをこの法案で設けておるわけでございます。その補償その他につきましては、身分の面におきましては先生御指摘のとおりでござ

いまして、きちんと他の協力隊員と同様適正な対応ができる仕組みになっておる次第でございます。

○常松克安君 じゃ、そういうふうな要請がありました場合、文部省には御厄介なこと御苦勞かけますが、国立大学の先生方に、あるいはまた厚生省にありましたら日本赤十字、こういう方々に、これは急に言うてもなかなか用意できませんので、こういうふうな状況ということをよく御理解いただいて、いざ出動要請を受けたときは本心に理解を持ってぜひ出動していただけるように考えるのですが、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(前畑安宏君) 今、先生御指摘のとおり、湾岸危機のときの医師派遣の経験からいたしまして、急にあるいは大幅に医師をリクルートするというのは、大学関係者につきましてもそれぞれの大病院の医療体制があつたりあるいは研究教育業務もございまして、なかなか難しい問題があるかと思っております。ただいま御指摘の、通常からそういう場合に対応できる体制をどうするかということにつきましては、今後、法案成立後関係のところと十分相談しながら対処をしてまいりたい、このように考えております。

○国務大臣(山下徳夫君) 先生のおっしゃる通りでございます。私も、そういう場合においてははいわゆる国際救助活動としての医療協力を最大限に全力を注いでこれはやらなきゃならぬと思っております。ただ、医療と申しまして、先生がおっしゃったとおり、文部省が所管するもの、私どもが所管するものがございますから、二百五十余りの国立病院・療養所、日赤、これらを挙げてひとつ協力させなきゃならぬ。

その前提としては、先生もおっしゃったように、これはこゝへ防衛庁長官も来ておられますが、相当数の防衛医官がおりますから、まずこの方々が最初にお出になって、それで不十分な折は、我々もちゃんとそれは準備をいたしていつでも出られる態勢を早くとらなきゃならぬ。ただ、

どういう組織をとって準備するかということ、やはりこれは本部長の指示に基づいて厚生省もやるわけでございますから、それがまず前提だと思ひます。

○常松克安君 防衛庁に聞きます。

これから私、国際緊急援助隊のことを緊援隊と略して申し上げますが、緊援隊の出動についてはいろいろ人数は具体的に出来るわけですね。ところが、今までPKOということになりまして横算というものがはっきり明確でない。国の要請によりましてああだこうだ。これは一体どういふふうなことなんでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(宮下創平君) いわゆる国際緊急援助隊法によりまして、このパターンは、バンングラデシュあるいはその他の大規模災害ということ想定したておりますから、おおよそ、医療団を派遣する場合でも、完結型の場合はこうだということが一応想定され得ると思ひます。しかし一方、PKOの場合におきましては、この法案が通りましても具体的な現地の要請等に依りてこれをやるわけでございまして、各国が軍隊を派遣して医療部隊等も出しておりますから、それらとの関係において問題を考える。つまり単独で行く場合は、あるいは先生御指摘のような、また防衛局長が答弁しているような規模のものが想定され得る場面もあるかと思ひますけれども、しかしそういう形だけで出すというものでもないということをしぼり上げておるわけで、要請内容によるといふことはそういうことを意味してあります。

○常松克安君 私はこう理解したんです。緊援隊の出動は二十四時間以内であるから今からやっておかないと、この法案が通れば必ずしも、極端な言い方ですが、いすれにしてもその災害を受けた国からの要請で二十四時間以内に出る、これは本法の厳しい定めなんです。今までの実績なんです。だから、今から、小さいのから大きいのから中間から、いろんなものを想定いたしておきます。PKOというのは、まことにこれが成立したと

いたしまして、いろいろ試行錯誤、三月間の猶予があります。その上、世界の方から要請を受けたときに対応ということ、腹案は持っておりますけれども、こういうふうな関係でバランスがとれ、う言っていたかと私もすっきりするわけです。じゃ、次に行きます。

今までのそういうふうな考えますと、百八十名だとか二百七十名だとか自己完結型。防衛庁さんには何か事があるという間違ったのは、一つも枠から外へ出てならぬ、規制、規制、法規制でびしりとしておる。これはありがたい考えなんですけれども、相手のあることでありますから、それはいろいろ数値が変わってきた。精査した。これは第一回目で防衛庁長官に私は提案いたしました。少なくともこういう問題は、スモール、ミドル、ビッグ、こういうふうないろいろの差があつていいんです。こうあるべきじゃないでしょうか。それを自衛隊で審査して研究したらどうだ、ああだ、自己完結型します、飯もふるも洗濯も全部入れます、こうなります。これ以外全然考えられないようなそういうふうな弾力性のないことでは人命救助には間に合いませんぞ、こういう指摘をしてきたわけでございまして。こういう意見はいかがでございましょうか。

○国務大臣(宮下創平君) まず、先ほどの最初の御質問の緊急で二十四時間以内に早く出さないといかぬという理由、これは私申しませんでしたが、これも、先生のおっしゃるとおりです。

それから、何も固定的に百八十名とか二百七十名と申し上げておるわけではございませんで、我々としてもやはりスモールからミドルからラージから、それこそ自己完結型から補完的な型から、いろいろこれは対応を考えておくべきことは当然のことでございます。そんなに固定的には考えておりません。

○常松克安君 外務省にお伺いします。大災害のときには防衛庁に要請するところありますが、この大災害とは何をもちいて基準にしていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。緊急援助隊法第一条に規定があるわけでございまして、大規模な災害というのは、我々としては過去にも答弁申し上げておりますけれども、被災国の住民の生活や経済に著しい影響を与える災害で、通常その国独自では対処できない規模というふうな考えでおります。

他方、外務大臣が防衛庁長官と自衛隊の部隊の参加について協議いたします場合というものは、このような大規模な災害に對しまして緊急援助活動を実施するに当たりまして外務大臣が特に必要であると認める場合ということでございます。具体的には従来御答弁申し上げておりますように、特に大規模かつ組織的な援助活動が必要な場合、二番目といったしまして、援助の態様等からして自給自足的な援助体制が必要な場合、三番目といったしまして、民間による輸送が困難な場合で、自衛隊の部隊による輸送が必要な場合などということでございます。被災国政府からの要請の内容、災害の種類、さらには行政機関等との対応能力などを勘案いたしますれば、従来型の援助隊では十分な対応が困難であるというふうなことが判明するような場合というふうな考えでおる次第でございます。

○常松克安君 防衛庁はそういうことを何回も繰り返しておられるので困ります。防衛庁も気の毒なところもある、確かに。

大災害の基準は何ですかと聞くんです。大きな災害が起きて五千名死んだ、一万名死んだ、これは基準に入っているんですか。あるいはまた、面積が日本の面積の十倍以上の災害を受けた、あるいは流れた家屋が三千戸以上、こういうふうになつてはいるんでしょうか。この大規模の災害というものがびしりとせぬことには防衛庁は組み方がないです、はっきり言って。これはどうなんですか。それを言葉で言えば活字は立派なお役人さんの言葉です。ですから、具体的に大災害の基準と私は改めて申し上げる。第一回目の質問のときに、それを事もあるうに、外務大臣に言わぬ

と防衛庁長官に言ってしまった。これが間違ひのものでややくしくなつてしまった。いや、本当なんです。そのときは防衛庁長官には失礼いたしました。

でありますから、そういう民間の方々の医者さん、提案として、確かに輸送機も必要、いろいろ完結型も欲しい。我々では、十二名でチームではどうにもならぬ。であるから、基準としては四カ月以上医療の回復を待たねばならぬようなところを大災害の基準ということと考えてもらつたらいかがでしょうか。

じゃ、そんなところの数字がどこから出てきたのか。例えて言いますと、災害という問題は二つの種類があるんです。地震だとか洪水の場合は、これは外科的疾患が多い災害なんです。ところが、大干ばつとか自然災害の違った場合は、これは内科的疾患が多いんです。現にエチオピアのときには、内科的疾患で世界の軍隊が医療団が出てきてやったのが約半年間という実態のものがあつたんです。ところが、それ以下になつた場合は、洪水だとか地震の場合は確かに一過性といつて片づけやすい面がある。ですから、二週間二週間と防衛庁が言うのは、ここから引張つてこられるわけです。

ですから、外務省としての大災害の基準というものを、今すぐというわけにはいかぬでしょう、いろいろな様相がございまして、しかし研究おそばしていただけることを確約していただけますか、どうでしょうか。

○政府委員(川上隆朗君) お答え申し上げます。従来、先生御指摘のとおり、地震といったようなどちらかという一過性の災害、それから難民の医療関係、さらには洪水といったような割と長く続く災害と、いろいろ災害がパターンとしてあるということはいくつかも経験から学んでおるわけでございまして、災害にもバンングラデシュのような非常に大規模な災害もございまして、それからイランの地震、これも数万名という死者が出たというふうなことがございまして、類型的に確か

に一定の大災害、非常に大きな規模の災害といったようなものは観念できると思えます。それから、中でも今先生御指摘のとおり、洪水なんかの場合には非常に期間が長いといった傾向があるということも我々経験から学んでいるわけでございます。

そういうようなものを参考にしながら、我々内部的にはいろいろな形で従来の経験に基づいて十分検討してまいりたいと思えますが、法の立て方といったしましては、先ほど申しましたようなことになっているわけでございまして、しかもこれは相手方の災害に対する対応の能力の問題との関連がございまして、必ずしも大きな災害のときに我々に全部やってくれという要請が来るわけではないといったような点もございまして、したがって、その辺を勘案しながら、先生の御趣旨に沿ったような形で何か研究ができないか、十分考えてまいりたいと思えます。

○常松克安君 よろしくお願いたします。
次に、もとへ戻りまして、防衛庁にお尋ねいたします。

緊急援助隊の派遣期間については、この前の委員会では大臣は、派遣を機能的に考えていくべきとの答弁あり、それは安心いたしました。これを再確認しておきたいし、かつまた二百七十名といった規模の部隊を派遣するのは大変な経費と労力がかかることから見て、少なくとも四カ月以上の大災害に対応すべきと考えます。これは二百七十名も行って、飛行機使用なりして行って、向こう二、三週間で帰ってくる。この二、三週間で私一番心配なのは、行って帰って治療して二、三週間なのか、向こうの現場だけの治療の二、三週間なのか、その辺のところははっきりしていないんですけれども、いずれにしてもこれだけ膨大な経費と予算をかけて行って、向こうへ行って何もすることないのになぜとおれと言わんじやないです。

だから、もうこれだけ行くということは、逆な言い方しますと、よほどの大災害の基準と照らし

合わせて外務省の方から要請があり、それを長官としてのまねる。命令し部隊が出ていくとすれば、こういうふうなことの期間はやはり長期ということでお考えいただけないか、基本的に、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 前回、私が派遣を機能的に考えていくべきものだと考えているということとを御答弁申し上げた点は、やはり効果的、機能的に、せっかく国際貢献のために行くわけでございますから、そういう基本的な趣旨を申し上げたものでございまして。

一方、今常松先生から派遣期間の問題について大変貴重な御意見を承ったわけでございまして、私もやはり海外に緊急派遣隊を出す場合はかなり経費もかかります。運搬、運送手段もかかりますし、それは確かに、行ってほんのわずかの期間だけで帰ってくるというような状況の場合は、外務省は恐らく要請しないのではないかと思っています。外務省が要請するような場合は、やはり委員の御指摘のような、例えば数週間程度はどうしても現地で踏みとどまって医療協力をしてもらいたいというような客観的な情勢が認知されるような場合ではないかと私も思っています。

これはもう委員の御指摘のとおりじゃないかなと思えますが、いずれにいたしまして、災害の状況によりましては、私どもとしてはその目的、機能というものが十分果たし得るような方向で対応していきたい、こう存じております。

○常松克安君 次にもう少し。じゃ、その二百七十名の部隊を自衛隊のみで輸送し得るのかという心配がまた出てくるわけですね。これについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 二百七十名の基本的な考え方は、医師が二十名ということとをたしか防衛局長の方から申し上げたと存じます。これはまた、細部は防衛局長から必要であれば答弁させますが、そういった場合にただ医師だけでよろしいかということになりますと、看護その他いろいろの、もう私が申し上げるまでもない後方、いろいろ

あります管理部門も自己完結型の場合余計必要でございます。

そういうことで、一つの単位としてやった場合、二十名の医師を基礎として単位でやった場合に、当初は百七十名程度と言ったのが二百八十名程度というように、防衛局長が場合によりマシマシというところになるであろうということとを申し上げたわけでございまして、私どもは防衛医大の卒業の医官その他も、あるいはまたそれ以外の民間の出身の医官も抱えておりますから、任務の遂行に支障のない限り、あとう限りは出すことは可能だと考えておまして、この程度のものはどうしても即応できなければならぬなと、こう存じておるところでございます。

○常松克安君 もう一つ、少し確認いたしておきたいのは、輸送能力から見ると医療活動の地域的な範囲は少し限定されるんではなからうか。もうどこへでも二十四時間で行きます、そういうのは理想論でありまして、現実そういうことを世界に約束するわけにこれはいかめのですから、この辺のところのお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 基本的には、これは地球上のどの国というように制約はございせんけれども、実際問題としては、委員の御指摘のように、例えばアジア地域を優先する、あるいは南西アジアを中心にするとか、また中南米なんかその領域に入ると存じますけれども、地球上のどこでもというわけにもなかなか実際問題まいらぬというところは事実だろうと思えます。

○常松克安君 島山局長、まことに恐縮ですが、今長官からはとんと言いきりされておるんですけども、今のその二百七十名の部隊、自衛隊のみで行けるのか、あるいは地域の制限でございまして、何か実務的に補足的なことがございましてからお教えください。

○政府委員(島山善君) お答えを申し上げます。まず輸送能力の問題でございまして、まずその前提として、先生十分おわかりの上でのお話だと思えますけれども、二百七十名という単位

で常に送るというわけじゃございせんので、先ほど先生御自身から御指摘がございましたように、実情に応じて、大きいの中から小さいという単位で行われるわけでございまして、常に二百七十名を送るというわけじゃないことはおわかりのとおりでございます。仮にその二百七十名を想定した場合に、その輸送能力はどうかという点で考えますと、やはりこれは主として航空自衛隊のC-130、それから海上自衛隊の艦船ということで輸送等でございますけれども、そういうものでこれを基本的に輸送が可能であるというふうに見積もっております。

ただ、時間との勝負でもございまして、そういうときにどうしても性格上物すごく至短時間で自衛隊のみの能力では間に合わないという場合には、必要に応じて民間のジャンボカーゴといったものを利用することも念頭に置いていっているところでございまして。

それから地理的な範囲の問題でございましてけれども、これは御指摘のとおり、大臣から御説明申し上げましたとおり、制度的な問題としては特に制限があるわけじゃございせんけれども、事実上の問題として短い間に緊急に派遣するということを想定いたしますと、事実上我が国の地理的条件あるいは迅速な派遣の必要性ということを考えますと、原則的にはアジア・太平洋の開発途上地域かなというふうな考えられるところでございまして。

○常松克安君 ではもう一つ、重要なことであると思っておりますが、こういう言葉はもう既に御存じだと思います。救急災害医療は輸出できない、なぜなら地場産業であるから。こういうふうな専門家は、ドクターはおっしゃるんです。

この意味は、たとえ日本であっても、東京でできる救急災害医療をそのままそっくり九州に持っていくと、それはでき得ないんだ。そこはそこなりのもので歴史の積み重ねがあるんだ。そうだとしたならば、今日日本であるその医療というものを

即刻海外へ持って行って我々は認めてもらえらると思つても、それはできない場合がある。なぜならば、海外においては、どこかヶをを、地雷を踏みつける、手足がいかに、そうするとそこからもう切斷。ところが日本の医療においては、指が落ちておれば、五時間以内であればそれをひきつける整形外科の医学の進歩がこれあり。しかし、それを即刻向こうへ持って行ってやるということではできないんだ、こういうふうな指摘があった、今日までのドクターの皆さんは苦勞なされたわけでありませう。

そういう意味で、これから行っていただくこと、ドイツの方はもう既に百五十名びたつと、こうおっしゃる。ところが、自衛隊の方は任務の支障のない限り、これは百五十名肩並べてやるんだらうか、また心配これあり。そして、たとえ行つても、その経験のなさという事で相当な苦勞をされる。四十数度の熱。風土病と闘い、水の違ったものを飲んで下痢とも闘い、いろんなことで歯を食いしばって御苦勞していただくわけでありませう。

そうした場合、何も肩張らぬで、自衛隊は自衛隊だけというふうな意識でなくて、今から小さな海外のJMDRが出席するときには、医官が個人的な願ひによつてそれを許可され一緒に経験を積ませてあげるとか、あるいはこれから海外へ行かれるときにはそういう経験を持っていられることを、私今言葉が適当でないかもしれませぬ、それしか見つからぬものだから、例えば医療顧問というふうな形でともにやっていたら貢献に効果が大きく上げられるように考えていくということ、これは必要ではなからうか、こう考えるんですが、その辺の幅を持った御見識というものを伺いたい。

○國務大臣(宮下副平君) もう基本的には委員の非常に現実的な見地に立つての御指摘でございます、私も同感でございます。したがって、自衛官だけで、いわば言葉は悪いかもしれませぬが、そこが閉鎖的に医療行為をやるなどということ

考えておりません。JICA、その他の登録医員でありますとか、あるいは今御指摘のございましたような経験をを持った医師等の参加が得られるならば、それらの人たちのいろいろな講師として仰ぐことも可能でしょうし、また協同的に医療業務に従事していくという事は当然なことであらうかと思ひまして、大要参考させていただきます。

○常松克安君 じゃ、あと一点。これは非常に大事で、これで四回の主張を四回とも同じ主張でお願いしているわけでありませうけれども、JICAの皆さん、JMDRの方が出ていくときに、後方支援で輸送機だとか通信機とか兵たん部門をフォローアップしていただければ、なお現場において効果を大ならしむことができるんです。その辺のところを政府として日本という名において、フォローアップはやはり自衛隊の資機材、優秀な者に、訓練を受けられた機敏性のある方々に頼る以外にないんだ、民間としての限度があると、二十年間の経験を踏まえてこういう述懐をしみじみとおっしゃっていらつした。これに対する防衛庁長官の、確認になるかもしませんが、もう一度ここで明快にやるぞと、こういうこと。

○國務大臣(宮下副平君) もう御趣意はそのとおりでございますが、ただ枠組みといたしまして、JICAに所属する医師団をそれ自体として自衛隊機で現場に輸送するかどうかは、なお私はちょっと検討させていただきませんが、基本的には、そういう医師団もこの平和協力本部の一員となることは十分可能でございますから、なつていただいで、そして自衛隊と協調的な関係を保つということが趣旨ではなからうか、こんな感じがいたしております。

○常松克安君 じゃ、これで最後にいたします。最後に総理に御見識をちょうだいするわけでありませうが、どちらかといいますと、今日までの歴史を振り返ってみますと冷戦時代がやはり政治的な戦略型貢献といひませうか、その後にあつては経済的のそらばん型、今日やつと冷戦の解消、そ

してお互いが基本的人権というものの立場において平和的人道型というように私は時代区分をしておるわけでございます。そういうふうな立場において、中でも人道の前には法律なしとさえ言われるような人命尊重の道なき道というものが築かれ、そして改めて今回、国を挙げての総力戦で人命貢献というものを果たしていこうということに相なつて、一日もこの成立が早からんことを願つて主張し続けてまいつたわけでございます。

最後に、総理の御見識をちょうだいして質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) この法律案の御審議に当たりまして、常に、殊にいよいよ國際緊急援助隊員等の医療をめぐる援助について、私どもの注意を喚起していただいておりますことを心から感謝をいたしております。

御指摘のように、これらの努力をますます充実するように努めますとともに、またこの法案につきましても、どうぞひとつ御可決をいただきます。このようない貢献もできますように念願をいたしたいと存じます。

○常松克安君 終わります。

○吉川善子君 憲法と指揮権の問題についてお伺いいたします。

フィンランドなど諸外国の立法を見ますと、国連のPKOに参加する場合に、個々人の懲戒権は本国に留保しながら、作戦面では國連の指揮下に入ることになつております。

我がPKO法案においては、この点について繰り返し政府は答弁をしておりますが、その都度はずりません。日本が諸外国のように國連の指揮下に素直に入れないのは、日本國憲法と矛盾するからではないのでしょうか。

総理に伺ひますが、総理は五月二十二日当委員会、吉田委員の指図と指揮に関する質問に答えて、國連の平和維持活動に積極的貢献したいとこの法案を提出しているが、我が国には我が國の憲法があるから、そうでない國と常に同じような条件で國連の平和維持活動に参加するわけにはま

いらないと答弁されております。その点を少し具体的に伺ひますが、日本國憲法のどの部分を指して言つておられるのでしょうか。また、同じような条件とは何を指しておられるのでしょうか。総理に聞きます。

○政府委員(丹波實君) 事實關係の問題がございませうので、先生、フィンランドの國などの例を挙げられましたから、委員長から御指名を得ておりますので二、三十秒だけ。

この問題につきましては、過去繰り返し御説明申し上げてきておりますとおり、派遣モデル協定の第七項、それから第八項、その他に國連のコマンドについて書かれております。ですから、そういう行動面におきますところの國連のコマンドが実際に実施されるような法案の枠組みを御提出申し上げているということに従来から御説明申し上げてきていますとおりでございます。

○國務大臣(宮澤喜一君) いわゆる五原則の中で幾つかの原則が満たされなかつた場合には、我が國から参加した部隊は撤収することができ、あるいは武器の使用につきましては問題等々は、つまり、我が國が海外において武力の行使をした、あるいはするやうな状況に面したというやうなことになるやうな状況の問題が起りますから、そこをあらかじめ五原則によつて安全にしておきたい、そういうことでございませう。

○吉川善子君 防衛庁長官にお伺ひいたします。モデル協定の七項と防衛庁長官の指揮権の問題で伺ひますが、政府は、指揮権マイナスイニシテコイル指図、これが國連コマンドというふうな繰り返し答弁しておりますが、PKOに派遣されている期間中の自衛隊について、防衛庁長官の指揮権は懲戒権のみということになりますね。うなずいておられる。

したがって、モデル協定七項の國連事務總長の持つ権限の内容、すなわち配置、組織、行動及び指令については、もちろん防衛庁長官の指揮権は及ばないということになりますね。

○国務大臣(宮下創平君) 例のコマンドと調整をする。指図と調整をした実施計画によりますというところになっておりまして、防衛庁長官は、その調整された構成のもとに部隊を指揮していく、こういうことになろうかと思ひます。

○吉川春子君 そうしますと、そのモデル協定七項の配置、組織、行動及び指令について、防衛庁長官は相変わらず指揮権を持つんですか。

○国務大臣(宮下創平君) これは別個にあるものではございませんで、まさに法律は、実施要領によりまして、この指図に適合するように実施計画を定め、そして指揮権は防衛庁長官が持つておるわけでございますので、そこは相矛盾することはない、整合性が保たれている方向性になっている、こう理解をいたしております。

○吉川春子君 実施要領の点はちょっとおくとしまして、そうすると、矛盾しないで、要するにこのモデル協定の七項の四つの内容についても防衛庁長官の指揮権は存在する、そういうことではないわけですね。防衛庁長官。

○国務大臣(宮下創平君) その四つの配置、組織その他の点も、これは今まで議論がございましたように、業務の中断とか撤収、それから武器使用については、この点は今の法律ではっきり明定されておりますが、それ以外の点は、実施要領に適合して調整をしたものでなければこれは派遣できないと思ひます。したがって、調整されているということは、それに従って私も指揮権をできるといふことだと存じます。

○吉川春子君 政府が今までおっしゃってきた指揮マイナス懲戒イコール指図との答弁や、PKO参加の自衛隊は「国連の「コマンド」の下に置かれる」と、これは九一年十一月二十七日の政府見解ですけれども、こういう政府見解と今の防衛庁長官の答弁とは矛盾すると思ひます。

○丹波局長は、五月十八日の角田議員への答弁で、派遣モデル協定を引用して、「国連の事務総長は、この場合軍司令官ですが、」「配置、組織、行動及び指令について完全な権限を有しておる

と、この点は日本としても何ら異論はない」と言っています。ですから、従来の答弁に照らして、日本の防衛庁長官がこの四つの点について指揮権を持つなどということは言えないんじゃないですか。そしてまた、防衛庁長官の指揮権が存在するといふことは、国連との二重指揮を認めることで、これはもちろん国連文書、SOPなどと矛盾することですね。これはどうですか。

○政府委員(丹波實君) 私の答弁を引用されましたので、ひとつ御説明方お願い申し上げたいと思ひます。

政府として本場にこの場で何度も何度も丁寧な御説明申し上げてきておりますのは、この国連のコマンドの配置、組織、行動及び指令というものを実施できるような法案の枠組み、つまり実施要領を介してそういうものが現実には実施されるような状況をつくっていく、もちろんその前提条件が崩れていない通常の場合ですけれども、そういう意味におきまして、国連のここに書いてあるコマンドが現実には実施されていくような枠組みをつくっております、そういう意味において異論は持つておりませんといふことを何度も御説明申し上げてきた次第でございます。

○吉川春子君 モデル協定の七項で、配置、組織、行動、指令について完全な指揮権を有している、これに日本は全く異論がないとおっしゃりながら、しかも防衛庁長官のこの七項の四つの点に対する指揮権は手放さない。なぜそんなにまでして防衛庁長官の指揮権を手放せないんですか。長官に伺ひます。

○国務大臣(宮下創平君) 自衛隊を国連に完全に派遣といひますか、いわば今退職・出向みたいな話がございますけれども、国連の軍隊の一部として我々がその権限を全く断ち切るわけではございませんで、あくまでも我が国の自衛隊の平和業務として基本的に出すわけでございます。しかしさはさりながら、我が国自衛隊の独自判断で行動するわけではなくて、まさに国連への協力でございますから、その国連の要請するところの現地にお

ける組織、配置等に忠実にいたしますか、この要請に従ってやることはこれは当然でございます。それを法的に担保するものとして、今国連局長が申されたとおり、指図といふことで国連のコマンドと調整をしてやることをもうたがひたして申し上げているわけでございまして、私どもは基本的に、いわば糸の切れたたこみたいなように自衛隊を出すわけではないわけでございまして、あくまでも我が国の自衛隊の業務としてやるという点はいささかも変わりません、こういうことを申し上げております。

○吉川春子君 そのモデル協定の七項の四つの権限は、要するにこれを国連が持つていて、完全な権限を国連は持つていていふふうに政府は答弁しながら、しかし、その四つの点について日本の防衛庁長官の指揮権もあるんだと、これはもう本場に相矛盾するものが非常に混在しているといふことで、この答弁は非常に矛盾しているし絶対に納得できないものなんです。

それで、武器の使用のコマンドはどうなっているかといふことについて聞きますけれども、国連のコマンドがPKO法案の武器の使用に及ぶのかどうか、こういう問題です。

国連緊急軍UNEFのフォースレギュレーションによると、司令官は完全かつ排他的な権限を有する、こういうふうになっております。また、「ブルーヘルメット」の第六部、国連のキプロスの活動の部分で、キプロスの情勢下で、いつ武力行使が許されるかの決定は現場の司令官にゆだねられるとなっております。そして、さらにPKOマニュアルの四十七項Fでは、射撃は統制されると、こういうふうになっているわけですね。

以上この点から、これは確認ですが、武器使用の権限は国連にあるといふことは明らかですね。ここまでは認めますね。

○政府委員(丹波實君) 国連の慣行の問題でございましてけれども、先生いろいろな書類に言及されましたけれども、例えばそのキプロスの一九六四年の事務総長報告ですね、そういうエピソードを

ルその他、要するにこれらの文書、それから過去のPKFの慣行を通じて一言で申し上げますと、各国がPKFに対して軍事要員を派遣する場合に武器の携行が許される。この武器は自衛のためのみに使用が認められるといふことで、いろんなことがその後書かれてあるといふことで、あくまでも自衛のために使用が認められる認められないといふことが論じられておるわけでございまして、国連の司令官の権限としてその武器を一定の状況のときに使えといふ命令が下ってくるというものはないものといふのが国連の慣行であるといふふうに理解をいたしております。

○吉川春子君 過去の慣例は私全然聞いていません。この武器使用の権限、コマンドは国連にあるのかどうかと、そこだけです。あるかないかの答弁でいいんです。長々と要らないんです。もう五秒で答えてください。あるんですか、ないんですか。

○政府委員(丹波實君) PKF、PKOの歴史は四十三、四年といふことでございまして、御承知のとおり国連憲章にも明文で書いていない。その他の国際法的な条約その他となっているわけではございませんで、過去の慣行といふものの積み上げといふのが非常に重要でございまして、そういう意味で過去の慣行といふことを申し上げたわけでございます。

それを通じて見ますと、先ほど御説明申し上げましたとおり、一定の状況のときに自衛のために武器を使つてよろしいといふことを言っているわけでございまして、一定の状況のときに国連のコマンドとして武器を使えといふ命令が下ってくるものではないと私たちは理解いたしております。

○吉川春子君 そうすると、国連には武器使用のコマンド、指揮権はないと、こういうことですか。あるかないかです。歴史はいいです。

○政府委員(丹波實君) 先生の使っておられる武器使用のコマンドといふ意味が必ずしもわかりませんけれども、繰り返して恐縮ですが、武器を一

定のときに使えという命令というものが国連の司令官からおりてくることではないというのが理解でございます。

○吉川善子君 事実関係として、今まで撃てということと言ったとか言わないとか、言った回数がぐくまされたとかというのを聞いてるんじゃないんです。ブルーヘルメットとか、訓練マニュアルとか、あるいはSOPとか、これは過去の慣例を積み上げてそれで文書化されたものです。慣例そのものじゃなくて文書化されたものの中を今引用したんですけれども、これを私読みますと、武器使用のコマンドは国連にあるというふうに文書には書かれてると思いますが、そうすると丹波さんの答弁だと、この武器使用について国連の司令官はコマンドがないんですか。そこを簡単に言ってくださいね。

○政府委員(丹波實憲) 先ほど申し上げました、一九六四年四月十日付のキプロスの平和維持隊に關しますところのウ・タント事務総長のエードメモワールですけれども、そこに武器の使用について次のような記述があるわけです。「平和維持隊の要員は武器使用のイニシアティブをとってはならない。武器の使用は自衛の場合のみ許される。『自衛』とは次の場合を含む。」ということがいける書かれておまして、その下の方なんです。『自衛のための行動をとる場合には、最小限の実力行使の原則が常に適用されねばならず、戦得による平和的手段が全て功を奏さなかった後に武器使用が行われるものとする。こうした状況の下で武器使用が許されるかどうかの決定は、発砲する必要のない事件であるか、要員が武器の使用を許される状況であるかの区別に主要な関心を有する現地指揮官の判断にかかっている。要員が武器使用を許される例として次のものがある。』ということでございます。この読んでみても、私が今申し上げたように、自衛のための武器が使用される状況が来ているかどうかということ、その判断という問題になっておるわけであり、一定状況のときに国連のコマンドが武器を

使えという命令を下すということはこの文書から私を読み取れないというふうに考えております。

○吉川善子君 武器の使用をしてもよろしいという判断を司令官が下す場合はいろいろ状況があつて難しさと、そこはいいですが、難しいけれども、下す場合はだれが下すのかということも聞いていますので、その手前のところで幾らいろいろ言われてもあれなんです。今、丹波さん言われたところは現場の司令官が下すと言っているじゃないですか。それ見たら国連に武器使用のコマンドの権限があるということも明らかじゃないですか。それでも否定するんですか。ちょっと一言で言ってください。時間がありません。

○政府委員(丹波實憲) 要員が武器の使用を許される状況であるかどうかの判断、したがってまさに使用を許されるような自衛の場合に当たるかどうかについての判断という意味でございますので、その使えという命令とは別なことというのがこの表現でございます。

○吉川善子君 そうすると、自衛の場合に武器の使用をしてもよろしいと、だから自衛の場合かどうかの判断はするけれども、撃てというコマンドは国連の司令官はしない、こういうことですか。ちょっと一言でね。

○政府委員(丹波實憲) 基本的に携行していった武器というものは自衛の場合のみ使用が認められると。いかなることも自衛に該当するかということにつきましては、時間との関係で省きましたけれども、あのエードメモワールにずっと書いてあるわけです。そういう意味でございます。国連の司令官が一定の状況のときに武器を使えという命令を下すということはないというのが各国その他の過去の慣行として私たちが承知しているところでございます。

○政府委員(丹波實憲) このよって来ますところの由來はPKFの本質です。要するに、戦うために行っているわけではないというその本質から来ていることでございます。

○吉川善子君 そうすると、日本の派遣する自衛隊を国連のコマンドに置くという場合、この武器の使用についてのコマンドは受けないわけですね、それがいいから。そういうことですか。

○政府委員(丹波實憲) 先ほどから申し上げておりますとおり、武器使用のコマンドという意味をどういう文脈で使っておられるのかちょっと理解できないんですが、武器使用と国連のコマンドとの関係につきましては先ほど来る御説明申し上げてきたとおりでございます。

○吉川善子君 国連の権限を認めて、また自衛隊は国連のコマンドのもとに置かれると言いが、武器使用についても非常にあいまいで、答弁をしないわけですね。

立木實問に対して五月二十二日に、国連のコマンドが武器を使えなどという命令を下してくることは考えられないと答弁していますし、今も言っているんですけれども、例えばそんなことは言えないわけですよ。レバノンの場合でも、これは丹波さんも引用される香西先生の本にも出ていますけれども、兵力による組織的抵抗や発砲によりUNIFILが自衛のための武力行使する回数もUNEF IIやUNDOFに比べて頻繁となりUNEFの隊員に犠牲者がふえる結果となった、こういうふうな書いてあるじゃないですか。そして、その現場のいろいろな経験を持つ司令官の証言を見ても、そんな日本の判断は絶対現場に合わないというふうな言っているわけですよ。

だから、実際司令官が指令したのに、コマンドしたのにそういうことに従わないなんというところはあり得ないんで、自衛隊が現場で武力行使に巻き込まれる危険性は実際上大いにあり得るわけです。結局この法案は、この点からも憲法九条をクリアできない違憲の法案である、廃案しかない、ガラス細工だと指摘しまして、質問を終わります。

○井上哲夫君 私の場合きょう二十分でございますので通告をしました質問をしたいと思うんですが、順序が吉川委員が今質問したところと重なっておりますので、そのことをまず最初に質問していきたいと思ひます。

武器の使用と指揮権について今のやりとりを聞いておきますと、PKOといいますがあるいはPKFの活動の内容、特に武器の使用と指揮権に關して言え、明確な基準なりそういうものがあるわけじゃなくて、何十年もの間の実績の積み上げから来ていると、そして司令官は直接的に武器の使用を隊員に命じるということはないんだと、結果的に武器の使用がなされてもそれは個人の生命、身体を守るというためか、あるいは任務に対する直接的物理的排除ないし攻撃があつたためにこれを排除するためのものと、そして日本の指図という内容は後者を含まないものと、こういうふうなことがこれまで議論されてきておると思うんです。

現実にはSOPの中には攻撃あるいは攻撃に対する反撃が、どのような場合にあって、その場合にどういふふうな容認できるかというふうなものが全くないのだからと思ひまして、見ますと、実はSOPの中には発砲というので、反撃が開始され得る発砲ということでも例示があるんですね。例えば、小火器、軽機関銃による七十五回以上の発砲があつたとか、あるいは重機関銃による五十回以上の発砲があつたとか、あらゆる鉄砲、戦車、大砲による発砲があつたとか、またこういう発砲は記録をした方がいいと。それはそれでいいですね。その記録がなければPKOの隊員があるとき突然気が狂つてめちゃくちゃ反撃に出たといった場合に、これは言いわけのしようがないわけですよ。

そういうPKO隊員に対する生命もしくは身体への攻撃か、任務の直接的な妨害の攻撃かは、どちらにしても記録はしないといかぬということはあるはずだと。SOPの中には目の子勘定で報告

をしなさい。弾が実際に国連の拠点に当たった場合、拠点というのは周囲が土壁や壁や建物など囲まれているのを含むと、あるいは小火器、軽機関銃、重機関銃の弾が直接拠点に当たるか二十五メートル以内を弾が通過した場合、さらに戦車、大砲、バズーカ砲の弾が当たるか、あるいは国連の拠点、車両、要員の二百メートル以内を弾が通過した場合、さらに国連の拠点や車両や要員の場所から千メートル以内で空爆があった場合、こういうのは記録しなさいということになっていると思うんですね。

そうしますと、やはり一定の限界の中で武器の使用というものはなされ得るし、また命令も下るんではないだろうか。それが全く命令をしないということになったら、これはむしろPKOに参加していくことは危険の上ないといえますか、指揮官がいけない状態になったら大変なことになる。その点はいかがでございますか。

○政府委員(丹波重吉) 今、先生がおっしゃった射撃の回数その他につきましては、停戦監視とか、あるいはPKF本体が行う停戦監視、そういう場合に相手方がどういう状況で、恐らくそれは停戦違反になるんだらうと思いますが、それを国連に報告するために記録しなさいということでございます。それがこちらの自衛のために、こっちが応じなければならぬときにはそれはそれに応ずるという状況とはちょっと違う状況なんだらうと思います。いずれにしても、それはそういうものを記録して報告するめんど申しますか基準を書いておる、私たちはそういうふうになっております。

それから、何度も同じことで恐縮でございますけれども、先生が引用になられたSOP、武器の使用という、セクション四、第四章と申しますか、そこにずっといろいろな規範的なことを書いていますけれども、その一番最初の文章なんですけれども、その出だしが、第四節ですか、実力の行使と書いてあります、平和維持活動の全精神はそれが軍事的な力を使用することなく達成され

るということだ、これが最大の目的なんだということを書いた上で書いてあるんですね。まさに武器は自衛のためだけに使われる。UNITILの例を先ほど出しましたけれども、その例を引きながらいかなる自衛行為が考えられるのかということとを論じている、非常に抑制的な使われ方についてる書いてあるというのが現実で、抑制的なと申しますのは、一例を申しますと、前から申し上げておりますとおり、警告は口頭、あるいは当事者にとり警告であると理解されるような信号を使えとか、いろいろ非常に抑制的な手段が書かれているというのが現実でございます。

○井上哲夫君 SOP、肝心なものを見せていただけないもので、私の方も悪戦苦闘をしておるわけですが、抑制的であるというのは当たり前のことなんです。武器をPKO隊員がやむなく使った場合には、これは前回の質問と答弁にもありましたように正当業務行為である。したがって、正当業務行為であって、行き過ぎがあった場合の国家賠償とかそういう問題はあっても、これは結果として許される。我々が夜中にだれかに襲われて反撃をしたという場合は正当防衛で、これ行き過ぎがあれば過剰防衛で、過剰防衛がひど過ぎれば実刑もあり得るわけですが、これも、実際にはPKOの場合には正当業務行為ということで許される。

したがって、そういう意味では抑制があらなければならぬことは当然のことなわけですが、その抑制のための基準が何らかの形である場合には、その基準の中で初めて指揮も現実にも許容し得るということになると思ふんです。そんなことを言っている私の時間なかりなものです、なかなかたくさん時間がもたないものですから非常にわずかの時間をやりくりしているのやっていますので、もう一つお尋ねをします。

これは、停戦監視員に参加する場合には、この前防衛庁長官が、停戦監視員は個人で参加をする、通常丸腰、武器を持たないという形で行く仕事であって、そういう意味では防衛庁長官のい

わゆる部隊を単位にした指揮権といえますか、そういうものではないということはおわかりました。

ところで、停戦監視員は全く武器を携えることなく行くのですか。例えばピストルぐらいは持たないといふことになるんでしょうかということ、もう一つは、カンボジアの場合も、先遣隊といいますが、UNTAGの前に先遣隊で停戦監視員として各国から参加をした人たちはむしろ武装をして行っているというように報道にちょっと出ておりましたので、今後カンボジア以外で先遣隊に停戦監視員を送るというようにのことのあった場合には、どういふふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(宮下創平君) 停戦監視団の場合には、これは武器を使用しないで個人の参加である、しかもその指揮権は国際平和協力本部長の直接のもとに置かれる、これはこの法律の中でそういう構成になっております。

また第二点の、先遣隊という意味がよくわかりませんが、この法案が通過して国際平和協力本部の業務としてまず先に行こうということはある得るかも知れません。しかし、その場合でも実施計画、実施要領できちっとさせた上で派遣をするわけでございますから、そういうものがなしで先遣隊だけ派遣することはあり得ないと私は思います。

○井上哲夫君 きょうは先ほど来小林委員からPKOの参加について、別組織の観点で随分いろいろな観点からの御質問がありました。今まで私は別組織別組織と、そのことばかり質問してきたと思つていたら、きょう小林委員の質問でいろんな角度から分析をして質問されておりました、随分私自身も勉強になったわけでありました。

そこでまず、社会党の対案を提出してみえる議員にお尋ねをいたしますが、この別組織について私も連合参議院は独自の案を持っております修正案として出そうと考えておりますが、この別組織については、現行法といえますか、今政府の方が

出されておる法案の中身については、なるほど総理のもとにあるPKOの隊員として自衛隊員も第四案の業務をやる、第三条については自衛隊の場合には防衛庁長官のもとに部隊で指揮をされて参加をしていく。

別組織の根本は、防衛庁長官の指揮というものを一回ばらして、そしてPKO隊という形でもう一度編成をして、そして参加をするというのが、日本の場合には憲法の問題もあるから、あるいは国会決議の問題もあるから望ましいんじゃないかというのが私どもの考え方、そうであれば自衛隊の経験、技能その他を活用しなさいいけない。しかしそれに対しては、第二自衛隊論で虫がよ過ぎる、いいことだけ活用して何だという議論もあるわけでございますが、その点で、対案をお出しになってみる方としてどのように別組織の内容をとらえてみえるか、お尋ねをしたいと思ふます。

○委員(野田哲彦) 私どもとしては、別組織というのは国家行政組織法に基づいて新たな国際平和協力業務を実施する組織をつくるということであると思ふんです。そしてその隊員のその構成員に、自衛隊の組織、能力、これを活用する場合には自衛隊とは別個の組織に移管をして参加させる、こういうことが別組織だ、こういうふうになっております。

○井上哲夫君 自衛隊の指揮というのは部隊単位で指揮が構成をされている、その部隊単位のピラミッド的に構成をされている指揮権、その指揮権から外してといえますか、除外をさせて、そして別の機関に移しかえて、そこで機能別、職能別というのか、そういう形で編成をし直して出ていくという、こういう理解でいいわけですね。

○委員(野田哲彦) おっしゃるとおりでございます、先ほど私が、一昨年の十一月九日の三党合意の内容について民社党がその後解説された資料なども引用いたしました申し上げたのは、あの十一月九日の三党合意もそういう建前になっていて、こういうふうな理解をしており

ます。
○井上哲夫君 そこで、防衛庁長官にお尋ねをいたします。

このところ防衛庁長官の御答弁の中には、将来、PKOへの日本の参加、とりわけ自衛隊の隊員の方の参加についても、組織を自衛隊の中で専門的といいますか、専属的な形にすることも必要ならば考えないか、今のところは当面そういうところまで至っていないかと、こういうふうなことが最近しばしば御答弁にあると思うんです。

それで、その趣旨を今この段階で踏み込んで防衛庁長官がその内容をお答えすることは限界があるかと思ひます。お考えになってみえることを全部お話をさせていただくというのは無理かと思ひますが、それにしても、例えばそういうお考えがある場合に、それは今の自衛隊法でいうと、陸上自衛隊とか航空自衛隊とか分かれておりますね。そうすると、そういう陸上自衛隊とか海上自衛隊とか航空自衛隊というものは別の形でPKOの任務に当たる自衛隊員の組織といいますか、集団といひますか、指揮系統が全部違うというものを、例えば陸上自衛隊の中にもたくさん部隊を編成があります、その部隊編成の中の一つとしてPKO隊といひますか、そういうものをとらえて将来考え得る余地がある、こういうふうなイメージなのか、あるいは私の想像を超えるところで、長官が前にお答えになった趣旨はそういうものとはまた違ったものであるのかどうか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮下副平君) 私が申し上げたのは、将来このPKO活動というのは非常に重要な任務が自衛隊に付与されるわけでございまして、その頻度もあるいは多くなるかもしれません。そういうことが予想される場合もございまして、そうなりますと、派遣される部隊というものは一つの知識、経験とかまた特殊な訓練を要するとかいろいろの問題がございまして、各自衛隊からその都

度募集してきて、適任者を集めてやっていくというのの一つの方法かもしれません。

しかし、私が申し上げたのは、今の自衛隊の定員の中で、しかも本来任務は直接侵略、間接侵略が主たるものでございまして、平時においてそういうPKOの機能に着目して訓練をするような一つの単位といひますか、グループなりそういうものがあってもいいのではなからうかと。これは将来の検討課題だということを申し上げておるわけでございまして、委員はさらに私の立場にも配慮をされながら、突っ込んだ議論がございました。

〔委員長退席、理事岡野裕君着席〕
例えば陸海空共通して、それらを超越して、それらを総合したようなものを考えるかどうかというような御趣意かと存じます。これについては、これはなかなか簡単に私は即答はできません。

一方、この問題は、防衛計画の大綱の別表見直しとかいうことが言われてまして、その基礎には人的資源の制約その他、國際軍事情勢、軍事技術の変化等に応じて自衛隊のあり方を見直す、機能的に見直すということも申し上げておるわけでございまして、そういう検討の際に、陸海空というような共通したものとしてそういうものを考えるのかどうかというように、有効な機能的な力というものを保持するためにはあるいはそういうことも含めて検討をしてもいいんではないかと思ひます。

私は、今ここで結論を申し上げる段階にはございせん。そういう問題を委員から御指摘いただきましたので、そういう視点を頭にとどめさせていただく、こういうことで答弁にかえさせていただきます。

○井上哲夫君 私は、今質問しているおなかの中では、どちらの道から行くのがPKOの参加について一番いいのかということになると、しばしば、何度も申し上げておりますが、最初は別組織で、今のような形じゃなくて、そりそり新左衛門で、その間に知恵を出していけばいいんでは

ないかというのが私どもの立場でございまして。

きょうの防衛庁長官のお話では、自衛隊員の方が日本から出ていく場合の当面の問題はカンボジアでしようけれども、日本から出ていくPKOが、この法案が通った場合に、自衛隊員の方がもうほとんど全員だというふうなイメージは持っていない、半分ぐらいかなというふうなお話はきょう初めて私も耳にしたんですが、それはもう最初からそのようなお考えだったんでしょうか。

○国務大臣(宮下副平君) これはとにかく國際平和協力隊は二千人という限度が法律で明定されております。これを超える場合には国会の法律改正、国会の御承認がなければできないわけでございまして。

そして、その業務は三条に書かれておりますように、十七項目か十八、レまで入れて十七項目になりますか、これが書かれておりました。これは平和維持のための活動と人道主義的なものと、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘまではPKFですからこれは自衛隊しかできないけれども、あとはオーパーラップしておるわけでございまして、そういうことで任務も限定されておりました。それから人数も上限が付されておりました。当然、選挙監視あるいは警察あるいは行政指導、こういう問題もほんのわずかで済むかどうかという点は今までの議論を通じて私どもも拝聴いたしておりますし、UNTA Cのいろいろな情報も聞きましてかなりな規模になるだろうと思ひます。

具体的にはこれから協議することになります。自衛隊員が二千人、この法律の限度満杯を使うということとは少なくともあり得ないと私は考えておるところです。

○井上哲夫君 時間が来ましたので、また次の機会に御質問させていただきます。

○寺崎昭久君 この席に外務大臣がいらっしゃらないのは大変寂しい限りでございまして、一日も早い平癒と復帰をお祈りしながら、早速質問に入らせていただきます。

最初に、官房長官にお尋ねいたします。お尋ねする内容というのはPKF参加に関する国会承認

認、凍結の範囲等に関する問題でございまして。

この問題につきましては、私は五月の二十二日、二十七日にも当委員会を取り上げまして、民社党の考え方を述べると同時に、外務大臣の御所見を披露していただきたところでございまして。その後、五月三十日に自民党、公明党、民社党によるPKO法案再修正に係る合意があり、また、先ほどその三党合意事項に基づく再修正案が提出されたわけでございまして。

こうした経緯を踏まえつつ質問するわけでありますが、この五月三十日に自公民三党間で行われた法案再修正の合意事項によれば、PKF本体以外の後方支援の業務についてもPKF本体の業務と複合してしか行えないようなケース、例えば地雷除却と道路復旧の双方を目的とするような場合については、後方支援の業務も事実上PKF本体の業務と同じく国会承認の対象となるとされております。もちろん我が党としては、緊急避難的なものまで国会承認の対象とすべきだとは考えておりませんし、隊員の生命または身体の安全を確保するために最小限必要な地雷処理要員を派遣部隊に含めるといったケースについては国会承認の対象に含めるつもりはありません。

再修正案が可決されますと、これは政府によって運用されることになるわけでございまして。したがって、発議者の意図を正しく理解していただく必要があると思ひますし、これは法の解釈、運用にかかわるものでありますので、政府の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(加藤一君) 御指摘の点につきましては、本日提出いただきました修正案を踏まえてよく検討させていただきます。いづれにせよ、早急にはないかと考えられます。いづれにせよ、早急に検討を行い、できるだけ早い機会に整理して政府の考え方を示したいと思ひます。

○寺崎昭久君 この点は今後の法律の運用上大変重要な点でありますので、可及的速やかに政府の見解を文書にして委員長を通じて当委員会に提出

していただきたいと思いますが、お約束いただけ
ますか。

○国務大臣(加藤 一) ただいま文書で提出す
るようという御要望でございましたが、その点
につきましては前向きに検討させていただきます
と思っております。

〔理事岡野裕君退席、委員長着席〕

○寺崎昭久君 今要望申し上げた点につきまして
は、委員長におかれましてはよろしくお取り計ら
いくださいますようお願いいたします。

それでは次に、カンボジアの問題について総理
にお尋ねしたいと思います。

UNTAACの明石代表が五月十二日の当委員会
でこのような趣旨の発言をされております。一つ
は、ほかの国々は日本がカンボジアでどうい
うリーダーシップを示すか大変な期待を持って見
ているのではないかと。もう一点は、カン
ボジアの場合には少なくとも日本がほかの国の
驍尾に付して行動するのではなく、率先してリ
ーダーシップを発揮してほしい、このように強い期
待感を表明されているわけでありますが、私はこ
のことは二つの大事な点を指摘しているのではな
いかと思います。

その第一というのは、カンボジア問題への対応
は日本が国際貢献をどう考えているか国際社会に
具体的にアピールする絶好のチャンスだというこ
とだと思います。それからもう一つは、さきの湾
岸戦争の際、我が国は財政的には多大の貢献をし
ながら、しかし海外からはツリート、ツリート
ルだ、あるいは日本の顔が見えないというような
批判を受けた経過があると思っております。今回は
そういう批判を受けないような対応をしてもら
いたい。この二点ではないかと思うんです。

これを踏まえていいますと、PKO協力法案と
いうのは一日も早く成立させなければいけな
いし、日本がカンボジア問題で対応しなければい
けないというのはいくらも切迫した事態だと見なけ
ばいけない、そのように考えます。なぜなら、こ
の六月十三日にはUNTAACの第二フェーズの活

動が展開される予定になっております。また、カ
ンボジアからは、日本から大勢の調査団がやって
くる、そして同じことを聞いていくけれども、一
体何をやってくれるんだというような声も聞かれ
る今日の状況があるからでございます。そうした
中で私は日本の対応が湾岸戦争のときのような非
難をせよ浴びてはならないと思っております。そ
う願っているわけでありませんが、総理はそれは杞憂
だと言いつけるのかどうか。

それからもう一点は、この際UNTAACへのP
KO派遣はもちろんですけれども、それ以外の分
野でも日本ができる分野については、例えば経済
発展については積極的に協力する、リーダーシッ
プをとるということでも臨んでいただきたいと思
っておりますが、総理の御所見を伺いたいと思
います。

○国務大臣(宮澤 喜一) 過ぐる湾岸戦争におき
まして、我々の協力が財政的なものに戦争中は限
られたということについていろいろ国民的な反省
がございました。これについていろいろ議論が
あったわけですが、その結果として、こ
の法案を御審議いただいております。ございま
す。したがって、今、寺崎委員の言われましたよ
うに、この法案の行方というものは、湾岸戦争の
際に我々が国民の中で議論したこと、お互いに反
省し合ったことが果たして真実の行方となつてあ
らわれるかどうかという一つのやはりしる
しであろうと思われまます。また、その後しきりに
言われております我が国の国際貢献あるいは国際
的な義務に關してのこのカンボジアへの平和維持
活動への寄与、あるいはこの法律案そのものの成
否というものはいわばテストケースであるとい
ふに、私両方とも御指摘のとおりであると思
っております。

いわずや我が国はアジアの国であると言いが
ら、一番近いところであろうと十三年度の戦争の
後、平和が実現しようとしている。これまでに我
が国はこの平和の実現について幾多の貢献はして
まいりましたけれども、いよいよその本体であり

ます平和維持活動、殊にそれがおっしゃいますよ
うに間もなくフェーズⅡに入ろうというときに、
入れることを希望いたしておりますけれども、我
が国がやはり我が国としての貢献をすべきではな
いかというふうにおっしゃいますように考えて
おります。殊に同胞の二人の方々が今度のカンボ
ジアと平和に非常に大きな責務を負っておられるこ
とを考えますと、ますますそうであると思われ
ます。

もとよりカンボジアの再建につきましては、こ
のUNTAACへの協力と別に我が国自身がいろいろ
二国間でいたさなければならぬことが非常に
たくさんあるであろうと思っております。近くカン
ボジア復興会議を我が国の主催によりまして各国
と一緒に開きまして、そしてそういうことも議論
をし、またそういうことを中心に、いわば二国間
の援助をこれから相当大きな規模でしていかな
ければならぬというふうな思っております。

○寺崎昭久君 今、総理からカンボジア復興関係
会議の話が出ましたので、この際伺っておきたい
と思っております。この会議には何カ国ぐらい参加
される国があるのか、あるいは会議の内容とどうい
うものになるのか、ホスト国として日本
はどういう役割を果たそうとされているのか、こ
の点について伺いたいと思っております。

○政府委員(谷野 作太郎) ただいま仰せのカン
ボジア復興関係会議につきましては、六月の二十
日、それから二十二日が月曜日だったと思いま
すが、両日にわたって東京において行おうと思
っております。

参加国数のお尋ねでございますけれども、ただ
いまのところ三十三カ国から積極的に参加したい
というお申し出を受けております。そのほかにも
世界銀行とか国際機関がございまして、これも今
のところ十を超える国際機関から積極的な参加の
御希望が参っております。そのほか本院において
本委員会でもお尋ねのございましたNGOの方々
につきましても御参加いただくように御連絡をと
らせていただいております。

会議の目的は、ただいま総理からも若干のこと
が御説明ございましたけれども、三、四点左右
かと思っております。

第一点は、シアヌーク殿下の懸命な国民和解に
向けての御努力、そしてUNTAACの活動、これ
を国際社会、日本も含めて全面的に支持していく
という強い政治的なメッセージを送るということ
があらうかと思っております。第二点は、お集まりに
なった関係各国、国際機関から具体的な復旧に向
けて、復興に向けての援助をお約束いただければ
と思っております。第三点は、今回が第一回目ござ
います。自後は事務レベルでのカンボジアへの復
旧、復興のための支援の国際間の調整が当然必要
になってまいりますので、そのための機関、委員
会といえますか、カンボジア復興国際委員会とい
ふ打ってありますけれども、そういうものをつ
くるということを開係国間で約束して合意に達し
たいと思っております。

○寺崎昭久君 その中で、日本が格別にこういう
役割を果たしますというのがあるんでしょうか。
○政府委員(谷野 作太郎) 一点申し上げるべき
ところでございましたけれども、日本はこの会議
の共同議長国の一人でございます。それから、か
ねてからこの種の復興のための関係会議をぜひ東
京でさせていただきたいということで主張してま
いりまして、国連にUNDPという機関がござ
いますけれども、その代表の方と日本側は外務大
臣、共同議長でこの会議を取り仕切るということ
になっております。

○寺崎昭久君 先ほど経済復興等の協力に格段の
尽力をしていただきたいという趣旨のことも申し
ましたし、総理もそういう事情を踏まえて対応さ
れる御意向のようによろしく思っております。こ
も、この会議の席で何か新たな提案、経済協力だ
とか、そういうようなことはされる予定はある
んでしょうか。

○政府委員(谷野 作太郎) ただいまその辺のと
ころを積極的に検討中でございますけれども、と
りあえずは先ほど申し上げましたカンボジアの復

興、復旧を日本のみが背負い切れるものではございませんので、國際社会に呼びかけてその調整のための委員会をつくらうという、これは日本の提案としては關係國間の御同意が得られると思います。

その上で、さて日本としてこの復旧なり復興のためにどういう分野を念頭に置いて進めていくかということでございますけれども、農業あるいは医療分野、あるいはこの委員会でもお話しでございます人的な協力、そういった諸点についてできる限りの積極的な日本の姿勢を具体的に表明したいということ、今關係省庁と中身を詰めておるところでございます。

○寺崎昭久君 ところで、明石代表は五月十二日の当委員会、カンボジアの再建の見通しやカンボジア自身の政治的意思というものについてこのような発言もされております。フノンペン政府とポル・ポト派とのあつれきが解消されるのは年月を要するが、しかし自由選挙を境にして議會制民主主義は定着するだろう、それを疑う根拠を持っていない、このような発言をされております。

ぜひそうあってほしいわけですが、総理はこの問題について、つまりカンボジア人自身の政治的意思とかカンボジア再建の見通しについてどのような御認識をお持ちなのか、伺いたいと思っております。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほどフェーズⅡのお話があったところでございますけれども、聞くところによりますと、コンポントム等々を中心としてましてなかなかフェーズⅡに素直に入れるかどうか明石代表も苦労しておられる、これは主としてクメール・ルージュのことだと思っておりますけれども、事情があるようでございます。

しかし、これはもともとフン・セン首相が来られましたときに、そういう問題はあんなだけども、やはりそのためにUNTACの行動というものがあつたんだ、そうすればクメール・ルージュも結局はそれに従わざるを得ないと思うと、こういうことを言っておられたわけでございます。

で、あらかじめある程度予想されていたことが起こりつつあつて、そして多少の曲折はありましてもフェーズⅡにやがて入れるということであろうかと、多少希望的にもございまして、大筋はそうであらうかと思つております。

ただ、その後、三十七万と言われました難民の帰農と申しますか、農業をほとんどやめたことのない人たちがもう相当年齢的におるはずでございますので、そういうことのこれは大変に大きな問題、しかも地雷があるところで雨季にということになりますから、いろいろ難しい問題があるのではないだろうか。UNTACが言つております選挙のところまで、それが時間割どおりにいくのかいかなのかというふうなこともまたあるかもしれません。

しかし、いずれにいたしましても、十三年間の戦争をこういう形で終わつて、SNCというものをつくつて、そして國連、私どもがまた参加する平和維持活動によつて、いわば最終的には選挙において民主的な國をつくるという以外の、それ以外の筋書きというものは持っていないのでございまして、お互いに、と申しますのは四派の人たちもまた國連も、私どもも最大限の努力をしてそういう目的を達するという以外に方法はないように思われます。

予定以上の時間と予定以上の金がかかるかもしれません。また当事者の方々は予定以上の苦勞をされるかもしれませんが、それ以上に道はあります。先ほどもお尋ねのございましたカンボジア復興會議と申しますようなもの、やはりこの地域におりますし、経済力も大きなものを持っています。我々として、人的に物的に、決して出過ぎることはないように、しかしやることはちゃんとやつた、こういうそれこそテストケースであらうというふうな考へております。

○寺崎昭久君 時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○喜屋武眞榮君 私は、最初に外務省の丹波國連局長の武力の行使に対する修正答弁についてお尋

ねします。

政府は、PKOに派遣される自衛隊は國連のコミンドに従うと申しております。そして政府は、武器の使用について國連は、自己の生命を防止する場合だけでなく、國連の任務が武力により阻止された場合それに抵抗する場合にも武器の使用ができると言つております。そして、後者に対して、後の場合は場合によっては武力の行使に当たれる場合もあるというのが丹波國連局長の修正答弁であります。

したがつて、丹波國連局長の修正答弁は我が國が派遣する自衛隊の武器の使用が場合によっては日本國憲法第九条に抵触する場合もあり得るということと認めるものであると考へるが、一体どうなのか、その点に關する御見解を承りたい。これは外務省にお伺いします。

○政府委員(丹波實君) 先ほども御説明申し上げましたけれども、PKFに参加する場合、過去の國連の慣行とか文書によりますと、そういうふうな携行された武器というものは自衛の場合のみ、そういうときにはのみ使用が認められるということになっておりまして、その自衛には以下二つのことが含まれるという一般的な書き方あるいは言い方になっておりまして、一つは自己の生命を防衛するため、それから二つ目は國連の任務が武力により阻止されそれに抵抗する場合ということでございます。

それで、Aの場合に武器の使用が認められるという点については、これはまさに人間の自然的な権利と申しますか、ということと異論のないところだと思つております。Bの場合に武器の使用につきましては、場合によってはそれは武力の行使に当たれる状況がないわけではない。その場合には日本としては武器を使わないというのが御承知のとおり第五原則でございます。私の五月二十二日の先生に対する御説明は、基本的には今申し上げたことは武器の使用ということが論じられていて、そういう問題でございますというところで言葉が終つておりますから、それだけでは誤解が

生じかねないということで、從來から御説明してきておる今私が冒頭に申し上げたことを二十七日に念のため補足的に先生に御説明申し上げ、同じことを二十九日にも別な先生に御説明申し上げたということ、衆議院におきましても当委員会におきましても、私たちが御説明申し上げてきていたことは一貫したことを申し上げてきています。でございます。

○喜屋武眞榮君 お尋ねしたい点もありますけれども、次へ移ります。

次に、日本國憲法第九条を定め、武力の行使を放棄したのは主権者である日本國民である。その主権者である日本國民の意思を無視して、内閣はこのたびのPKO法で実質的な憲法改正を行おうとするものであると断じたい。法律によつて憲法を変えることは許されないことは言うまでもありません。この憲法改正手続を経ない実質改憲の企てについてどう思ふのか、法の番人である法務大臣の御見解をお伺いしたい。

○國務大臣(田原隆吉君) お答えします。

法の番人という意味は、憲法との関連ではなくて、むしろ刑事法とか民法とかというふうな基本的な國民の法律をお預かりするという意味だろふと思つております。私は、憲法の解釈については、これは行政的な面から見るとすればこれは当然法制局であり、また三権分立の建前上から見るとすればそれは最高裁判所の仕事であり、我が法務省のどうも所管ではないと思つております。

ただ、關係としてどうかということになれば、私は内閣の一員として総理が今までお答えになつておることと尽きていて、私も同様の意見である、こう申し上げるほかはない、そういうふうな考へます。

○喜屋武眞榮君 それでは、もう一問。日本國憲法の根幹である第九条の平和条項を定めたのは、申し上げるまでもなく、主権者である日本國民であります。同時に、主権者である日本國民には、第九十九条において日本國憲法を最高法規と定め、天皇、摂政を初め國務大臣、國會議

二号(第二七四三号)(第二七四四号)

一、PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(第二七九九号)

一、国連平和維持活動協力法案及び国際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願(第二八二六号)

一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第二八三〇号)

一、社会党提案の「国際平和協力法案」の成立と政府提案の「PKO法案」の廃案に関する請願(第二八五一号)

一、PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(第二八五四号)

一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第二八六〇号)(第二八六一号)

一、PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願(第二八六五号)

一、PKO協力法案、国際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願(第二八六六号)

一、PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願(第二八七四号)

一、PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(第二八七六号)

一、憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願(第二八八四号)

一、PKO協力法案、国際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願(第二八八五号)

一、PKO協力法案廃案等に関する請願(第二八八六号)

第二六四九号 平成四年五月十五日受理

国連平和維持活動協力法案の廃案と武力によらない国際協力の実現に関する請願(二通)

請願者 東京都文京区本郷一ノ三三ノ三東

プロフィール 秋山咲子外一名

紹介議員 紀平 梯子君

政府は「国連平和協力」に名を借りて、自衛隊の海外派遣を可能にするためのPKO協力法案、国際緊急援助隊派遣法及び自衛隊法の一部「改正」案を成立させようとしている。これらは正に、「武力による紛争解決を放棄し、自衛隊海外派兵、集団的自衛権を禁じた日本国憲法に明らかに違反し、日本を再び軍事大国化の道に推し進めようとするものである。絶対に容認することができない。植民地支配と侵略戦争によって踏みにじったアジアの人々に対して、いまだに謝罪も償いもしない日本が、海外派兵の道に踏み出すことは、国際社会においても許されることではない。」「国際協力」は飽くまでも、平和憲法をいかし、非軍事、文民、民生によって行うべきであるとの立場に立って、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(PKO法案)、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案を廃案とすること。

二、武力によらない国際協力を進めること。

第二六五四号 平成四年五月十五日受理

国連平和維持活動協力法案及び国際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願

請願者 大阪市大正区泉尾二ノ一ノ八

楠本利則外二百四十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二六六九号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 長崎県諫早市日の出町二、〇三七ノ一九 入江千鶴外三千七百六十一名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七〇号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 兵庫県多可郡八千代町赤坂三三〇ノ一四 小林智雄外三千七百六十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七一号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都練馬区関町南一ノ四一ノ八 武内芳夫外三千七百六十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七二号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 埼玉県三郷市成成四ノ一ノ一〇三 笠貫とも子外三千七百六十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七三号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 京都市上京区五辻通六軒町西入溝前九六六 松原義幸外三千七百六十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七四号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都足立区鹿浜五ノ二四ノ三三〇八 山崎清外三千七百六十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七五号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡大和町浦佐三、〇四六ノ二 大熊菊治外三千七百六十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七六号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 茨城県下館市西方一、六五一ノ一 金谷賢治外三千七百六十名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七七号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 茨城県新治郡千代田町下稻吉一、七七四 中山初枝外三千七百六十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七八号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市西阿知町七八三ノ二 七 小西恵子外三千七百六十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六七九号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米町桑下一、二七二ノ七 平井年乃外三千七百六十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六八〇号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 秋田市東通観音前一ノ七 丹生君

子外三千七百六十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六八一号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 福島県喜多方市上高野字上中一、

一八五ノ四 長谷川君子外三千七百六十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六八二号 平成四年五月十五日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町一ノ六五一

ノ二 木村武雄外三千七百六十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二六九〇号 平成四年五月十五日受理

国連平和維持活動協力法案廃案に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡氏家町三、〇九三

和正外三千九百七十名

紹介議員 上野 雄文君

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(PKO法案)は、昨年九月に政府提案として国会へ提出された。政府は、「国際貢献」の美名の下、PKO法案を成立させようとしているが、この法案は自衛隊の海外派遣をねらう極めて危険なものにほかならない。ついては、PKO法案を廃案にされたい。

理由

(一) PKO法案は、日本国憲法の平和主義に反する。(二) PKO法案は、「武力による威嚇又は

武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という、日本国憲法第九條「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」に反する。(三) 自衛隊の海外派遣は、近隣諸国に脅威を与えるだけで決して国際平和にはつながらない。

第二七〇七号 平成四年五月十五日受理

PKO協力法案成立反対に関する請願

請願者 横浜市港北区新横浜二ノ五ノ一

寺田啓子外二千九百九十一名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二五二号と同じである。

第二七〇九号 平成四年五月十八日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(二通)

請願者 静岡県馬淵三ノ四ノ一五 豊田秀

之助外一名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七二〇号 平成四年五月十八日受理

国連平和維持活動等協力法案、国際緊急援助隊派遣法一部改正案及び自衛隊法一部改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都墨田区向島三ノ九ノ一〇

宗正元外五千四百名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二七二三号 平成四年五月十八日受理

国連平和維持活動協力法案及び国際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市西山台五ノ二ノ

一七ノ三〇四 平岩正生外二百四十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二七二六号 平成四年五月十八日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡北川辺町大字米

一、五六五ノ五 佐藤清外七千三百七十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七四一号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町三、〇八九ノ

五 染谷一外二百二名

紹介議員 飯 正敏君

世論の反対を押し切って、海外派兵を目的とした「PKO法案」、国際緊急援助隊派遣法改正案が継続審議になり、加えて、邦人保護を名目にした「自衛隊法改正案」が新たに国会に提出された。侵略の歴史を反省する私たちにあって、憲法の戦争放棄の原則は大切なものであり、自衛隊の海外派兵は、決して「国際貢献」にはならないと考える。第二次大戦後四十五年余り、日本は急激な経済的繁栄を達成し、海外への直接投資で世界第一位となり、自らの経済利益の安全のために、軍事力を必要としているのである。かつて日本軍にじゅうりんされたアジアの人々は重大な危うを表明しており、私たちは自衛隊の海外派兵が、真の平和に貢献するどころか、新たな不信と戦禍をアジアのみならず世界にもたらすものであると確信する。ついては、PKO法案を始めとする海外派兵三法案を廃案にされたい。

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二七二六号 平成四年五月十八日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡北川辺町大字米

一、五六五ノ五 佐藤清外七千三百七十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二七四一号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町三、〇八九ノ

五 染谷一外二百二名

紹介議員 飯 正敏君

世論の反対を押し切って、海外派兵を目的とした「PKO法案」、国際緊急援助隊派遣法改正案が継続審議になり、加えて、邦人保護を名目にした「自衛隊法改正案」が新たに国会に提出された。侵略の歴史を反省する私たちにあって、憲法の戦争放棄の原則は大切なものであり、自衛隊の海外派兵は、決して「国際貢献」にはならないと考える。第二次大戦後四十五年余り、日本は急激な経済的繁栄を達成し、海外への直接投資で世界第一位となり、自らの経済利益の安全のために、軍事力を必要としているのである。かつて日本軍にじゅうりんされたアジアの人々は重大な危うを表明しており、私たちは自衛隊の海外派兵が、真の平和に貢献するどころか、新たな不信と戦禍をアジアのみならず世界にもたらすものであると確信する。ついては、PKO法案を始めとする海外派兵三法案を廃案にされたい。

第二七四二号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田二ノ一一ノ

一五ノ五〇一 神矢努外百八十六名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二七四三号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町二ノ二二ノ

一五ノ三〇九 里田登志江外百八十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四四号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都日野市百草九九ノ二六四

ノ二〇六 原田恵理子外百九十七名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四九号 平成四年五月十九日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(二通)

請願者 静岡県丸子四ノ六ノ四 左近司信

子外二名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四三号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町二ノ二二ノ

一五ノ三〇九 里田登志江外百八十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四四号 平成四年五月十八日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都日野市百草九九ノ二六四

ノ二〇六 原田恵理子外百九十七名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第二七四一号と同じである。

第二七四九号 平成四年五月十九日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での国際貢献の実現に関する請願(二通)

請願者 静岡県丸子四ノ六ノ四 左近司信

子外二名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八二六号 平成四年五月十九日受理

国連平和維持活動協力法案及び国際緊急援助隊派遣法改正案成立反対に関する請願

請願者 大阪府西淀川区花川二ノ二ノ二

一 福沢美千代外二百四十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二八三〇号 平成四年五月十九日受理

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二八三〇号 平成四年五月十九日受理

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 長野県松本市南原二ノ一ノ三

小林かつ子外二千八百七十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八五号 平成四年五月十九日受理

社会党提案の「國際平和協力法案」の成立と政府提案の「PKO法案」の廃案に関する請願

請願者 大阪市西成区長橋二ノ三ノ二一

嶋田博外六百四十九名

紹介議員 小川 仁一君

冷戦の終結という新しい國際情勢の中で、世界は軍縮と協調への動きを強めている。この方向は日本の平和憲法の理念と軌を一にするものである。しかし、現実の世界には、南北間の格差拡大に加えて、民族間の対立や地域紛争、社会不安の増大などの問題が山積している。今こそ日本は憲法の平和主義、國際協調主義の精神に沿った「非軍事・文民・民生」の國際貢献をすべきときであり、近隣アジア諸国や世界各国も期待している。國連平和維持活動に協力し、海外での大規模災害に緊急援助を行うに当たっても、自衛隊とは別組織の國際協力隊を常設する。協力隊員は自衛官・予備自衛官の身分を保有しない、とした社会党の「國際平和協力業務及び國際緊急援助業務の実施等に関する法律案」が、憲法の理念にのっとった日本の國際貢献にふさわしいものである。したがって、自衛隊を海外に派遣する政府提案の「國際連合平和維持活動等に対する協力に関する（PKO）法律案」には反対である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、「非軍事・文民・民生」の原則に立つ、社会党提案の「國際平和協力業務及び國際緊急援助業務の実施等に関する法律案」を成立させること。
二、自衛隊を海外に派遣する政府案は廃案にする。

第二八四号 平成四年五月二十日受理

平成四年六月九日印刷

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での國際貢献の実現に関する請願（三連）

請願者 東京都板橋区高島平六ノ一ノ六

ノ六〇七 竹内明子外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八六号 平成四年五月二十日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 東京都江東区北砂七ノ一ノ六

三三 伊藤チツ子外五千三百九十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八六号 平成四年五月二十日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町祝園馬場脇四

四ノ一 古川幹也外五千三百九十三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八六号 平成四年五月二十日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都小平市小川町一ノ一、〇七

一 田口和幸外六百六十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二八六号 平成四年五月二十日受理

PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸一ノ三二ノ

四〇 秋保親次外九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

平成四年六月十日発行

第二八七号 平成四年五月二十日受理

PKO法案を始めとする海外派兵三法案の廃案に関する請願

請願者 東京都国立市谷保六、一七九 阿

部ひろみ外八百八十六名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第二八七号 平成四年五月二十一日受理

PKO関連二法案の廃案と平和憲法の下での國際貢献の実現に関する請願（三連）

請願者 東京都町田市小山町八三七ノ一八

杉岡由緒外二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八八号 平成四年五月二十一日受理

憲法違反の「PKO協力法」制定反対に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡本城村西条 村田

袈裟彦外二千二百九十一名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二八八号 平成四年五月二十一日受理

PKO協力法案、國際緊急援助隊派遣法改正案及び自衛隊法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都港区芝浦三ノ一ノ三五 丸

山絹子外百十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二八八号 平成四年五月二十一日受理

PKO協力法案廃案等に関する請願

請願者 千葉県八千代市下市場一ノ五ノ二

三 石井日男外千六百四十一名

紹介議員 大森 昭君

自民党政府は、「國際貢献」の名の下に、PKO（國連平和維持活動）協力法案を提出している。PKO法案は湾岸戦争を契機に、平成二年に廃案に

なった國連平和協力法案と同じように、國連決議やその他の「國際機関」、すなわちアメリカの要請でも、日本の自衛隊が武装し世界のどこへでも出動、武力行使ができることも含んだ危険なものである。このことは日本國憲法の平和原則を踏みにじり、日本が再び軍国主義復活への道を進む危険性を持ち、断じて許されない。我々は、宮澤政府・自民党のPKO法案に反対し、核兵器全面禁止、國際平和の維持・回復に積極的な役割を果たすため、断固闘うものである。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、政府は、アメリカを始めとするいかなる國の戦争にも協力しないこと。

二、自衛隊機、隊員を始め憲法違反の海外派兵法案を即刻廃案にすること。

三、國民生活を犠牲にした、戦費支出をやめること。

四、世界で唯一の原爆被爆國として、核兵器禁止、核廃絶を全世界に強く要求すること。

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E